

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者（国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者並びに外国会社を除く。以下同じ。）の発行する株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、<u>株式（優先出資を含む。以下同じ。）の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当等</u>について、必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者（国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者並びに外国会社を除く。以下同じ。）の発行する株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、<u>株券の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による新株発行等</u>について、必要な事項を定める。</p>
<p>(公募又は売出し実施通知書等の提出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係る株式の取得者の住所、氏名及び株式数等についての記録を保存するものとし、当該記録につき、当取引所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。</p>	<p>(公募又は売出し実施通知書等の提出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係る株式（優先出資を含む。以下同じ。）の取得者の住所、氏名及び株式数等についての記録を保存するものとし、当該記録につき、当取引所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。</p>
<p>第3章 上場前の<u>株式等</u>の譲受け又は譲渡</p>	<p>第3章 上場前の<u>株券等</u>の譲受け又は譲渡</p>
<p>(上場前の<u>株式等</u>の移動の状況に関する記載)</p> <p>第23条 新規上場申請者は、第18条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的關係会社並びにこれらの役員（以下「特別利害関係者等」という。）が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する<u>株式又は新株予約権</u>の譲受け又は譲渡（新株予約権の</p>	<p>(上場前の<u>株券等</u>の移動の状況に関する記載)</p> <p>第23条 新規上場申請者は、第18条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的關係会社並びにこれらの役員（以下「特別利害関係者等」という。）が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する<u>株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券</u>の譲受</p>

行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

（上場前の株式等の移動に関する記録の保存等）
第24条 新規上場申請者は、上場日から5年間、前条の規定に基づく株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事取引参加者は、新規上場申請者が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとする。

2・3 （略）

4 当取引所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づく株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該新規上場申請者及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

第4章 上場前の第三者割当等による募集株式の割当等

（第三者割当等による募集株式の割当に関する規制）

第25条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当又は優先出資者割当その他当取引所が適当と認める方法以外の方法（以下「第三者割当等」という。）による募集株式（会社法第199条第1項に規定する募集株式及び優先出資法

け又は譲渡（新株予約権の行使を含む。以下「株券等の移動」という。）を行っている場合には、当該株券等の移動の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

（上場前の株券等の移動に関する記録の保存等）
第24条 新規上場申請者は、上場日から5年間、前条の規定に基づく株券等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事取引参加者は、新規上場申請者が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとする。

2・3 （略）

4 当取引所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づく株券等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該新規上場申請者及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

第4章 上場前の第三者割当等による新株発行等

（第三者割当等による新株発行に関する規制）

第25条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当又は優先出資者割当その他当取引所が適当と認める方法以外の方法（以下「第三者割当等」という。）による新株発行を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた

に規定する募集優先出資をいう。以下同じ。) の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(所有に関する規制)

第27条 第三者割当等による募集株式の割当を受けた者が、第25条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、当取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、当取引所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当を受けた者が第25条第1項に規定する確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当を受けた者の当該募集株式の所有状況に関して当取引所から照会を受けた場合には、当該募集株式の所有状況に係る報告を当取引所に行うものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当等に関する規定の準用)

第28条 第25条及び前条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後にお

者との間で、書面により新株の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(所有に関する規制)

第27条 第三者割当等による新株の割当を受けた者が、第25条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、当取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、当取引所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、第三者割当等による新株の割当を受けた者が第25条第1項に規定する確約に定める期間内において当該新株の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 新規上場申請者は、第三者割当等による新株の割当を受けた者の当該新株の所有状況に関して当取引所から照会を受けた場合には、当該新株の所有状況に係る報告を当取引所に行うものとする。

(第三者割当等による新株発行等に関する規定の準用)

第28条 第25条及び前条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後にお

いて第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、次条に規定する新株予約権を除く。）の割当（募集新株予約権の割当と同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（次条に規定する新株予約権を除く。）の割当を含む。以下同じ。）を行っている場合について準用する。

（ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制）

第29条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の当取引所が定める者であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの（以下「役員又は従業員等」という。）に報酬として割り当てた新株予約権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられたものに限る。）であって、新規上場申請者と割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により第25条第1項に規定する事項（報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。）を内容とする確約を行っており、かつ、当取引所が定めるところにより当取引所が必要と認める書面が当取引所に提出されている新株予約権（当該確約が行われている部分に限る。）については、第27条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「第三者割当等による募集株式の割当を受けた者」とあるのは「第29条の規定の適用を受ける新株予約権を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第25条第1項」とあるのは「第29条」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合（当取引所が適当と認める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

（削る）

いて第三者割当等による新株予約権（次条に規定する新株予約権を除く。）又は新株予約権付社債の発行を行っている場合について準用する。

（ストックオプションとしての新株予約権証券の所有に関する規制）

第29条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の当取引所が定める者であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの（以下「役員又は従業員等」という。）に報酬として発行した新株予約権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に発行されたものに限る。）であって、その新株予約権証券が次の各号に適合し、かつ、当取引所が定めるところにより当取引所が必要と認める書面が当取引所に提出されている新株予約権証券（第2号の確約が行われている部分に限る。）については、第27条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「第三者割当等による新株の割当を受けた者」とあるのは「第29条の規定の適用を受ける新株予約権証券を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第25条第1項」とあるのは「第29条第2号」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合（当取引所が適当と認める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

（1） 新規上場申請者が、新株予約権の発行

(削る)

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

第30条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換(その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。)による株式又は新株予約権の交付(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。)を行っている場合には、当該上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、書面により第25条第1項に規定する事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制)

第30条の2 第27条の規定は、前条第1項に規定する交付を受けた者について準用する。この場合において、第27条中「募集株式」とあ

によりその新株予約権証券を役員又は従業員等に取得させていること。

(2) 新規上場申請者が前号の規定により役員又は従業員等に発行した新株予約権証券について、新規上場申請者と前号の規定により新株予約権証券の割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により第25条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)を内容とする確約を行っていること。

(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式に関する規制)

第30条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使による株式の発行又は移転(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に発行された新株予約権に係るものに限る。)を行っている場合には、当該上場申請者は、行使を行った者との間で、当該株式につき、書面により第25条第1項に規定する事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式の所有に関する規制)

第30条の2 第27条の規定は、前条第1項に規定する行使を行った者について準用する。この場合において、第27条中「新株」とあるの

るのは「株式又は新株予約権」と読み替えるものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記載)

第31条 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当(以下「第三者割当等による募集株式等の割当」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

(上場前の株式等の移動に関する記録の保存等に関する規定の準用)

第32条 (略)

平成13年9月4日改正付則

1・2 (略)

3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第30条の規定の適用については、同条第1項中「前条に規定する新株予約権の行使又は転換(その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。)による」とあるのは「前条に規定する新株予約権の行使若しくは転換(その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。)による又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条若しくは商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律

は「株式」と読み替えるものとする。

(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載)

第31条 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行(以下「第三者割当等による新株等の発行」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による新株等の発行の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

(上場前の株券等の移動に関する記録の保存等に関する規定の準用)

第32条 (略)

平成13年9月4日改正付則

1・2 (略)

3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第30条の規定の適用については、同条第1項中「前条に規定する新株予約権の行使による」とあるのは「前条に規定する新株予約権の行使により又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条若しくは商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号。以下「新規事業法」という。)第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実

(平成9年法律第56号)附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号。以下「新規事業法」という。)第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号。以下「通信・放送事業法」という。)第8条第1項の規定による決議(以下「改正前の新規事業法等の規定による決議」という。)に基づき」と、「割り当てられた新株予約権」とあるのは「割り当てられた新株予約権又は改正前の新規事業法等の規定による決議」とする。

4 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行し、同日前に行われた自己株式及び自己新株予約権の処分については、なお従前の例による。

施円滑化法(平成2年法律第35号。以下「通信・放送事業法」という。)第8条第1項の規定による決議(以下「改正前の新規事業法等の規定による決議」という。)に基づき」と、「発行された新株予約権」とあるのは「発行された新株予約権又は改正前の新規事業法等の規定による決議」とする。

4 (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(競争入札による公募等に係る株式数)</p> <p>第11条 上場前公募等規則第16条第1項に規定する「当取引所が定める数量」は、新規上場申請者の上場前の公募等に係る総株式数に100分の50を乗じて得た株式数以上の数量とする。ただし、当該数量が1,000単位(1単位は、<u>単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。</u>)の株式数未満となる場合には、1,000単位の株式数とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(競争入札による公募等に係る株式数)</p> <p>第11条 上場前公募等規則第16条第1項に規定する「当取引所が定める数量」は、新規上場申請者の上場前の公募等に係る総株式数に100分の50を乗じて得た株式数以上の数量とする。ただし、当該数量が1,000単位(1単位は、<u>単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。</u>)の株式数未満となる場合には、1,000単位の株式数とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(上場前の<u>株式</u>等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>(上場前の<u>株券</u>等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p>
<p>(上場前の<u>株式</u>等の移動に関する記録の保存等の取扱い)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>(上場前の<u>株券</u>等の移動に関する記録の保存等の取扱い)</p> <p>第20条 (略)</p>
<p>(第三者割当等による<u>募集株式</u>の割当に関する規制の取扱い)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「<u>募集株式の割当</u>を行っている」かどうかの認定は、<u>募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日</u>を基準として行うものとする。</p> <p>3 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「<u>募集株式</u>の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。</p>	<p>(第三者割当等による<u>新株発行</u>に関する規制の取扱い)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「<u>新株発行</u>を行っている」かどうかの認定は、<u>新株発行の効力発生日</u>を基準として行うものとする。</p> <p>3 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「<u>新株</u>の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。</p>

- (1) 割当を受けた者は、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社がその発行する株式を取得すると引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得すると引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）についても同日まで所有すること。
- (2) 割当を受けた者は、割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- (3) 新規上場申請者は、割当を受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。
- (4) 新規上場申請者は、割当株式又は取得

- (1) 割当を受けた者は、割当を受けた新株（以下「割当新株」という。）を、原則として、新株発行の効力発生日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当新株について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式（以下「取得株式」という。）についても同日まで所有すること。
- (2) 割当を受けた者は、割当新株又は取得株式の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- (3) 新規上場申請者は、割当を受けた者が割当新株又は取得株式の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。
- (4) 新規上場申請者は、割当新株又は取得

株式等の所有状況に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当株式又は取得株式等の所有状況を当取引所に報告すること。

(5) 割当を受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。

(6) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第25条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) (略)

4 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の募集株式の割当を行っている場合 上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の募集株式の割当を行っている場合 当該割当後遅滞なく提出するものとする。ただし、当取引所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(所有に関する規制の取扱い)

第23条 上場前公募等規則第27条第1項ただし書に規定する「当取引所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不

株式の所有状況に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当新株又は取得株式の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当新株又は取得株式の所有状況を当取引所に報告すること。

(5) 割当を受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する割当新株又は取得株式の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。

(6) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第25条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当新株又は取得株式の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) (略)

4 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の新株発行を行っている場合 上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の新株発行を行っている場合 当該新株発行後遅滞なく提出するものとする。ただし、当取引所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(所有に関する規制の取扱い)

第23条 上場前公募等規則第27条第1項ただし書に規定する「当取引所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不

振により割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合

(2) (略)

2 上場前公募等規則第27条第2項に規定する書面は、当該第三者割当等による割当株式又は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとする。

3 上場前公募等規則第27条第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当を受けた者に対し割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく当取引所に報告するものとする。

4 (略)

(第三者割当等による新株予約権の割当等に関する規制の取扱い)

第24条 上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「募集新株予約権の割当を行っている」かどうかの認定は、割当日を基準として行うものとする。

2 第21条第3項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第21条第3項第1号中「割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)」とあるのは「割当を受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)」と、「割当株式に係る払込期

振により割当新株又は取得株式の譲渡を行う場合

(2) (略)

2 上場前公募等規則第27条第2項に規定する書面は、当該第三者割当等による割当新株又は取得株式の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとする。

3 上場前公募等規則第27条第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当を受けた者に対し割当新株又は取得株式の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく当取引所に報告するものとする。

4 (略)

(第三者割当等による新株予約権付社債の発行等に関する規制の取扱い)

第24条 上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行っている」かどうかの認定は、払込期日(無償にて新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)を発行する場合にはこれを発行する日。以下同じ。)を基準として行うものとする。

2 第21条第3項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「新株予約権証券又は新株予約権付社債券の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第21条第3項第1号中「割当を受けた新株(以下「割当新株」という。)」とあるのは「割当を受けた新株予約権証券及び新株予約権付社債券(以下「割当新株

日又は払込期間の最終日」とあるのは「割当新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）」とあるのは「割当新株予約権について他の種類の株式等への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）」と読み替えるものとする。

3 第21条第4項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより提出する」場合について準用する。

4 第23条第1項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第1項ただし書に規定する「当取引所が正当な理由があ

予約権証券等」という。）と、「新株発行の効力発生日」とあるのは「新株予約権又は新株予約権付社債の発行に係る払込期日」と、「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで」とあるのは「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株予約権又は新株予約権付社債の発行に係る払込期日以後1年間を経過していない場合には、新株予約権又は新株予約権付社債の発行に係る払込期日以後1年間を経過する日）まで」と、「割当新株について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式（以下「取得株式」という。）」とあるのは「割当新株予約権証券等について新株予約権の行使が行われたときには、当該行使により取得した株式及び当該株式の株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式（以下「取得株式」という。）」と読み替えるものとする。

3 第21条第4項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより提出する」場合について準用する。この場合において、第21条第4項中「新株発行」とあるのは「新株予約権又は新株予約権付社債の発行」と読み替えるものとする。

4 第23条第1項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第1項ただし書に規定する「当取引所が正当な理由があ

るものとして認める場合」について準用する。
 この場合において、第23条第1項第1号中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「割当新株予約権、当該割当新株予約権の行使若しくは他の種類の株式等への転換により取得した株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

5 第23条第2項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第23条第2項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「割当新株予約権、当該割当新株予約権の行使若しくは他の種類の株式等への転換により取得した株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

6 第23条第3項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第3項に規定する報告について準用する。この場合において、第23条第3項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「割当新株予約権、当該割当新株予約権の行使若しくは他の種類の株式等への転換により取得した株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

7 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)

第25条 (略)

2 上場前公募等規則第29条の報酬としての割当には、役員又は従業員等に新株予約権の発行

るものとして認める場合」について準用する。
 この場合において、第23条第1項第1号中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当新株予約権証券等、当該新株予約権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

5 第23条第2項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第23条第2項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当新株予約権、当該新株予約権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

6 第23条第3項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第3項に規定する報告について準用する。この場合において、第23条第3項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当新株予約権証券等、当該新株予約権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

7 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権証券の所有に関する規制の取扱い)

第25条 (略)

2 上場前公募等規則第29条の報酬としての発行には、役員又は従業員等に新株予約権証券の

価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株予約権を有償で割り当てる場合その他の有償で割り当てる場合を含むものとする。

3 上場前公募等規則第29条に規定する「当取引所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前において上場前公募等規則第29条の新株予約権の割当を行っている場合 上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則第29条の新株予約権の割当を行っている場合 当該新株予約権割当後遅滞なく提出するものとする。ただし、当取引所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

4 上場前公募等規則第29条に規定する「当取引所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。

(1) 上場前公募等規則第29条に規定する確約を証する書面

(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当に関する事項を記載した取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）の内容を証する書面

(3) 新規上場申請者と新規上場申請者から新株予約権の割当を受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書面

5 上場前公募等規則第29条において準用する同第27条第1項本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、確約に基づく所有を

発行価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株予約権証券を有償で発行する場合その他の有償で発行する場合を含むものとする。

3 上場前公募等規則第29条に規定する「当取引所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前において上場前公募等規則第29条の新株予約権の発行を行っている場合 上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則第29条の新株予約権の発行を行っている場合 当該新株予約権発行後遅滞なく提出するものとする。ただし、当取引所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

4 上場前公募等規則第29条に規定する「当取引所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。

(1) 上場前公募等規則第29条第2号に規定する確約を証する書面

(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を発行するものであることその他その発行に関する事項を記載した取締役会の決議（委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）の内容を証する書面

(3) 新規上場申請者と新規上場申請者から新株予約権証券の割当を受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権証券を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権証券の譲渡につき制限を行っていることを証する書面

5 上場前公募等規則第29条において準用する同第27条第1項本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、確約に基づく所有を

行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権の行使が行われていない場合をいう。

- 6 第21条第3項(第2号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第29条第2号に規定する「第25条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)」について準用する。この場合において、第21条第3項第1号中「割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権(以下「報酬として割当を受けた新株予約権」という。)」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。))が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。))についても同日まで所有すること。」とあるのは「上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)

行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権証券を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権証券の新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権証券の新株予約権の行使が行われていない場合をいう。

- 6 第21条第3項(第2号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第29条第2号に規定する「第25条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)」について準用する。この場合において、第21条第3項第1号中「割当を受けた新株(以下「割当新株」という。)」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権証券(以下「報酬として割当を受けた新株予約権証券」という。)」と、「新株発行の効力発生日」とあるのは「新株予約権証券の取得日」と、「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで所有すること。この場合において、割当新株について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式(以下「取得株式」という。))についても同日まで所有すること。」とあるのは「上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式に関する規制の取扱い)

(削る)

第26条 第21条第3項の規定は、上場前公募等規則第30条第1項に規定する「第25条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第21条第3項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

2 上場前公募等規則第30条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の株式又は新株予約権の交付を行っている場合 上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の株式又は新株予約権の交付を行っている場合 当該株式又は新株予約権の交付後遅滞なく提出するものとする。ただし、上場日の前日を超えてはならない。

3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第30条第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当に係る株主総会及びその割当に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。)の内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株予約権の割当を受ける者との新株予約権の割当に関する契約内容を証する書面

第26条 上場前公募等規則第30条第1項に規定する「株式の発行又は移転を行っている」かどうかの認定は、当該行使に係る払込みを行った日を基準として行うものとする。

2 第21条第3項の規定は、上場前公募等規則第30条第1項に規定する「第25条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第21条第3項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

3 上場前公募等規則第30条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の株式の発行又は移転を行っている場合 上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の株式の発行又は移転を行っている場合 当該株式の発行又は移転後遅滞なく提出するものとする。ただし、上場日の前日を超えてはならない。

4 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第30条第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の発行に係る株主総会及びその発行に関する取締役会の決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。)の内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株予約権証券の割当を受ける者との新株予約権の発行に関する契約内容を証する書面

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制の取扱い)

第26条の2 第23条第1項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第1項ただし書に規定する「当取引所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第23条第1項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

2 第23条第2項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第23条第2項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

3 第23条第3項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第3項に規定する報告について準用する。この場合において、第23条第3項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式の所有に関する規制の取扱い)

第26条の2 第23条第1項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第1項ただし書に規定する「当取引所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第23条第1項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式又は当該新株の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

2 第23条第2項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第23条第2項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

3 第23条第3項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第3項に規定する報告について準用する。この場合において、第23条第3項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

のとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記載の取扱い)

第27条 (略)

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記録の保存等の取扱い)

第28条 (略)

平成13年9月4日改正付則

1・2 (略)

3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第26条の規定の適用については、同条第4項第1号中「新株予約権の割当」とあるのは「新株予約権の割当又は改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「その割当」とあるのは「その割当又はその決議」と、同項第2号中「新株予約権証券の割当を受ける者」とあるのは「新株予約権の割当を受ける者又は新株の割当を受ける者とされたもの」と、「新株予約権の割当」とあるのは「新株予約権の割当又は新株発行」とする。

4・5 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

別添1 類似会社比準価格の算定根拠

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1. (略)

(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載の取扱い)

第27条 (略)

(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記録の保存等の取扱い)

第28条 (略)

平成13年9月4日改正付則

1・2 (略)

3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第26条の規定の適用については、同条第4項第1号中「新株予約権の発行」とあるのは「新株予約権の発行又は改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「その発行」とあるのは「その発行又はその決議」と、同項第2号中「新株予約権証券の割当を受ける者」とあるのは「新株予約権証券の割当を受ける者又は新株の割当を受ける者とされたもの」と、「新株予約権証券の割当」とあるのは「新株予約権証券の割当又は新株発行」とする。

4・5 (略)

別添1 類似会社比準価格の算定根拠

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1. (略)

2. 類似会社比準価格算定式

類似会社比準価格は次の算式により算定した価格とする。

類似会社比準価格 = 類似会社株価 × 1 / 2
(新規上場申請者の 1 株当たり純利益額 / 類似会社の 1 株当たり純利益額 + 新規上場申請者の 1 株当たり純資産額 / 類似会社の 1 株当たり純資産額)

(1) 1 株当たり純利益額及び純資産額について

a 1 株当たり純利益額は、損益計算書における直前事業年度の税引後当期純利益額に基づき算出する。

b 1 株当たり純資産額は、貸借対照表における直前事業年度の純資産の部の額に基づき算出する。

(2) 類似会社が、直前事業年度の末日の翌日以後増資等により発行済株式総数(優先出資証券にあっては、優先出資法に規定する普通出資の総口数と優先出資の総口数を合計した数と読み替える。以下この別添 1 において同じ。)に増減があった場合の当該会社の 1 株当たりの純利益額及び純資産額の修正について

a (略)

b 1 株当たり純資産額は、直前事業年度の末日の純資産額に増資等による増減後の純資産額を増減後の発行済株式総数で除して得た額とする。

(3) 新規上場申請者が、直前事業年度の末日の翌日以後増資(上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募を除く。)等により発行済株式総数に増減があった場合の当該会社の 1 株当たりの純利益額及び純資産額の修正について

a・b (略)

2. 類似会社比準価格算定式

類似会社比準価格は次の算式により算定した価格とする。

類似会社比準価格 = 類似会社株価 × 1 / 2
(新規上場申請者の 1 株当たり純利益額 / 類似会社の 1 株当たり純利益額 + 新規上場申請者の 1 株当たり純資産額 / 類似会社の 1 株当たり純資産額)

(1) 1 株当たり純利益額及び純資産額について

a 1 株当たり純利益額は、損益計算書における直前決算期の税引後当期純利益額に基づき算出する。

b 1 株当たり純資産額は、貸借対照表における直前決算期の資本の部の額に基づき算出する。

(2) 類似会社が、直前決算期末の翌日以後増資等により発行済株式総数(優先出資証券にあっては、優先出資法に規定する普通出資の総口数と優先出資の総口数を合計した数と読み替える。以下この別添 1 において同じ。)に増減があった場合の当該会社の 1 株当たりの純利益額及び純資産額の修正について

a (略)

b 1 株当たり純資産額は、直前決算期末の純資産額に増資等による増減後の純資産額を増減後の発行済株式総数で除して得た額とする。

(3) 新規上場申請者が、直前決算期末の翌日以後増資(上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募を除く。)等により発行済株式総数に増減があった場合の当該会社の 1 株当たりの純利益額及び純資産額の修正について

a・b (略)

(4) 前2号の発行済株式総数に増加があった場合には、新株予約権若しくはこれに準ずる権利又は転換請求権が存在する場合を含むものとする。この場合における1株当たり純利益額及び1株当たり純資産額は、前2号に規定する算出方法にかかわらず、財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後の1株当たり純利益金額の算出方法その他の合理的な算出方法により算出した金額とする。

(5)～(7) (略)

3. (略)

(4) 前2号の発行済株式総数に増加があった場合には、新株予約権若しくはこれに準ずる権利又は転換請求権が存在する場合を含むものとする。この場合における1株当たり純利益額及び1株当たり純資産額は、前2号に規定する算出方法にかかわらず、財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後の1株当たり純利益金額の算出方法その他の合理的な算出方法により算出した金額とする。

(5)～(7) (略)

3. (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第1条の2(投資単位の引下げに係る努力等) 第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第10項の規定に基づき開示された内容、投資単位の引下げに関する方針についての取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>1. の3 第2条(会社情報の開示)第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから<u>1</u>までに掲げる区分に応じ当該aから<u>1</u>までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項</p> <p><u>会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者(協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。)</u>の募集(処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。)の払込金額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、<u>同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集(処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。)</u>の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)が1億円未満であると見</p>	<p>1. 第1条の2(投資単位の引下げに係る努力等) 第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第10項の規定に基づき開示された内容、投資単位の引下げに関する方針についての取締役会決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>1. の3 第2条(会社情報の開示)第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから<u>m</u>までに掲げる区分に応じ当該aから<u>m</u>までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項</p> <p><u>発行価額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当(優先出資者割当を含む。)</u>により発行する場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴い発行する場合を除く。</p>

込まれること。ただし、株主割当（優先出資者割当を含む。）による場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴う場合を除く。

（削る）

b 第1号hに掲げる事項

（a）事業の一部を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上

b 第1号fに掲げる事項

次に掲げるもののいずれかに該当すること。

（a）利益若しくは剰余金の配当又は中間配当の1株当たり若しくは1口当たりの額及び方法が直近の利益若しくは剰余金の配当又は中間配当と同一であること。

（b）1株当たり若しくは1口当たりの利益若しくは剰余金の配当の額又は1株当たりの中間配当の額をそれぞれ直近の1株当たり若しくは1口当たりの利益若しくは剰余金の配当の額又は中間配当の額で除して得た数値が0.8を超え、かつ、1.2未満であること。

c 第1号hに掲げる事項

（a）営業又は事業の一部を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 最近事業年度の末日における当該営業又は事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該営業又は事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲渡による売上高の減少額が最

高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

八 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額（最近事業年度において経常利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の経常利益（当該5事業年度のうち経常利益が計上されていない事業年度については、経常利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。

二 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額（最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の当期純利益（当該5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該事業の譲受けによる資産の増加

近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

八 当該営業又は事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額（最近事業年度において経常利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の経常利益（当該5事業年度のうち経常利益が計上されていない事業年度については、経常利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。

二 当該営業又は事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額（最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の当期純利益（5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。

(b) 営業又は事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該営業又は事業の譲受けによる資

額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c (略)

d (略)

e (略)

f (略)

g (略)

h 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上

産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該営業又は事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該営業又は事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲受けによる経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該営業又は事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲受けによる当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

e (略)

f (略)

g (略)

h (略)

i 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止に

高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

— (略)

i (略)

k (略)

l (略)

(2)・(3) (略)

(4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準は、次のaからfまでに掲げる区分に応じ当該aからfまでに掲げることとする。

a～c (略)

(削る)

よる売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

i (略)

k (略)

l (略)

m (略)

(2)・(3) (略)

(4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準は、次のaからgまでに掲げる区分に応じ当該aからgまでに掲げることとする。

a～c (略)

d 利益若しくは剰余金の配当又は中間配当
新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.2以上又は0.8以下であること。

d (略)

e (略)

f (略)

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a～cの2 (略)

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該営業又は事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

e～ (略)

e (略)

f (略)

g (略)

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a～cの2 (略)

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該営業又は事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該営業又は事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該営業又は事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該営業又は事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

e～ (略)

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k ~ m (略)

(2)・(3) (略)

2. の4 第2条(会社情報の開示)第7項関係

(1) ~ (3) (略)

(4) 当該事業年度に事業年度の末日の変更を行っている場合には、第7項に規定する「直前事業年度における売上高」とは、最近1年間における売上高をいい、同項に規定する「当該事業年度における利益の額」とは、最近1

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k ~ m (略)

(2)・(3) (略)

2. の4 第2条(会社情報の開示)第7項関係

(1) ~ (3) (略)

(4) 当該事業年度に決算期の変更を行っている場合には、第7項に規定する「直前事業年度における売上高」とは、最近1年間における売上高をいい、同項に規定する「当該事業年度における利益の額」とは、最近1年間

年間における利益の額をいうものとする。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2.(6)f の規定を、当該売上高及び利益の額について、それぞれ準用する。

(5) (略)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準は、1.の3(1)に規定する基準(同(1)a及び1を除く。)をいうものとする。

(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会(協同組織金融機関の理事会を含む。以下この(2)において同じ。)で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。ただし、第2条第1項第1号a、fの2、g若しくはgの2に掲げる事項について決議若しくは決定を行った上場外国会社又は第1項第12号に掲げる事項について決議若しくは決定を行った外国株預託証券の上場会社については、当該決議又は決定の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定

における利益の額をいうものとする。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2.(6)f の規定を、当該売上高及び利益の額について、それぞれ準用する。

(5) (略)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準は、1.の3(1)に規定する基準(同(1)a、b及びmを除く。)をいうものとする。

(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会(協同組織金融機関の理事会を含む。以下この(2)において同じ。)で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会等設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。ただし、第2条第1項第1号a、fの2、g若しくはgの2に掲げる事項について決議若しくは決定を行った上場外国会社又は第1項第12号に掲げる事項について決議若しくは決定を行った外国株預託証券の上場会社については、当該決議又は決定の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定

めるところにより行うものとする。

- a 第2条第1項第1号aに掲げる事項
 (a) 募集又は売出しの日程表 確定後直ちに
 (b) ~ (d) (略)
- b (略)
- c 第2条第1項第1号cに掲げる事項
資本金の額の減少日程表 確定後直ちに
- cの2 第2条第1項第1号dの2に掲げる事項
株式無償割当て又は新株予約権無償割当て日程表 確定後直ちに
- d (略)
- dの2 第2条第1項第1号fに掲げる事項
臨時計算書類を作成した場合は、臨時計算書類並びに会計監査報告及び監査報告作成後直ちに
- dの3 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項
 次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
 (a) (略)
 (b) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに
 (c) (略)

めるところにより行うものとする。

- a 第2条第1項第1号aに掲げる事項
 (a) 発行又は売出しの日程表 確定後直ちに
 (b) ~ (d) (略)
- b (略)
- c 第2条第1項第1号cに掲げる事項
資本の減少日程表 確定後直ちに
 (新設)
- d (略)
- (新設)
- dの2 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項
 次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
 (a) (略)
 (b) 商法第354条第1項第2号から第6号まで(同法第358条第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この(b)において同じ。)に規定する書類の写し 同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに
 (c) (略)

(d) 会社法第801条第3項第3号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し 株式交換の効力発生日以後速やかに

(e) (略)

(f) 非上場会社と株式交換を行う場合（上場会社が当該株式交換により完全子会社となる場合にあっては、株式交換後の当該非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第5項又は第6条第4項に係る上場申請が行われるときに限る。）

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(e)に規定する書面（上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。） 作成後直ちに

dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(d)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し 同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(b) (略)

(削る)

(d) 商法第360条第1項に規定する書面の写し 同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(e) (略)

(f) 非上場会社と株式交換を行う場合（上場会社が当該株式交換により完全子会社となる場合にあっては、株式交換後の当該非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第5項又は第6条第4項に係る上場申請が行われるときに限る。）

イ 非上場会社の事業の概況、営業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(e)に規定する書面（上場会社が商法第358条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。） 作成後直ちに

dの3 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(c)及び(e)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 商法第366条第1項各号に規定する書類の写し 同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(b) (略)

(c) 商法第371条第2項において準用する同法第360条第1項に規定する

(c) (略)

(d) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合（新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第5項又は第6条第4項に係る上場申請が行われるときに限る。）

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」 取締役会決議後遅滞なく

ロ 前(c)に規定する書面 作成後直ちに

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(c) (略)

(d) 会社法第801条第3項第1号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し 合併の効力発生日以後速やか

書面の写し 同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(d) (略)

(e) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合（新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第5項又は第6条第4項に係る上場申請が行われるときに限る。）

イ 非上場会社の事業の概況、営業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」 取締役会決議後遅滞なく

ロ 前(d)に規定する書面 作成後直ちに

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(g)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 商法第408条の2第1項第2号から第6号まで（同法第413条の3第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この(b)において同じ。）に規定する書類の写し 同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(c) (略)

(d) 商法第414条の2第1項に規定する書類の写し 同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる

に
(削る)

(e) (略)

(f) 非上場会社と合併する場合(上場会社が当該合併により解散する場合にあっては、合併後の会社の株券について株券上場審査基準第4条第5項又は第6条第4項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(e)に規定する書面(上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)作成後直ちに

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

日の前日までに

(e) 上場会社の登記事項証明書 登記後直ちに

(f) (略)

(g) 非上場会社と合併する場合(上場会社が当該合併により解散する場合にあっては、合併後の会社の株券について株券上場審査基準第4条第5項又は第6条第4項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、営業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(f)に規定する書面(上場会社が商法第413条の3第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)作成後直ちに

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(i)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(d)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)から(c)まで、(e)及び(g)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 新設分割の場合には、商法第374条の2第1項各号(同法第374条の6第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この(b)において同じ。)に規定する書類の写し 同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(削る)

(c) (略)

(d) 会社法第791条第2項、第801条第3項第2号又は第811条第2項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し 分割の効力発生日以後速やかに

(削る)

(e) 分割により承継される事業及び相手会社等について記載した当取引所所定の「会社分割概要書」 決議又は決定後遅滞なく

(f) (略)

(g) 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合(上場会社が会社法784条第3項、第796条第3項又は第805条の規定の適用を受ける場合を除く。)

前(f)に規定する書面 作成後直ちに

eの3 第2条第1項第1号hに掲げる事項
非上場会社から事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合又は他の者へ事業の全部若しくは一部の譲渡を行う場合

当取引所が定めるところにより作成する「事業の譲受け(譲渡)概要書」 決議又は決定後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書

(c) 吸収分割の場合には、商法第374条の18第1項第2号から第7号まで(同法第374条の22第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この(c)において同じ。)に規定する書類の写し 同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(d) (略)

(e) 商法第374条の11第1項(同法第374条の31第3項において準用する場合を含む。)に規定する書類の写し 同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(f) 上場会社の登記事項証明書 登記後直ちに

(g) 分割により承継される営業及び相手会社等について記載した当取引所所定の「会社分割概要書」 決議又は決定後遅滞なく

(h) (略)

(i) 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合(上場会社が商法第374条の6、第374条の22又は第374条の23の規定の適用を受ける場合を除く。)

前(h)に規定する書面 作成後直ちに

eの3 第2条第1項第1号hに掲げる事項
非上場会社から営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合又は他の者へ営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲渡を行う場合

当取引所が定めるところにより作成する「営業の譲受け(譲渡)概要書」 決議又は決定後遅滞なく

類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

eの4 (略)

eの5 第2条第1項第1号mに掲げる事項
非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への事業上の固定資産の譲渡を行う場合

当取引所が定めるところにより作成する「事業上の固定資産の譲受け(譲渡)概要書」 決議又は決定後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

f～n (略)

(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a～c (略)

d 新株予約権付社債の償還条件又は新株予約権の取得条件の変更

dの2・e (略)

f 優先株(優先出資証券を含む。)又は子会社連動配当株(発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に剰余金の配当を支払うことを内容とする種類株をいう。)の累積未払配当金があるときは、支払配当の見込額(権利確定日の2週間前に通知のこと。)

g 新株の発行を伴わない資本金の額の増加

h (略)

i 株主名簿管理人の設置又は変更

j 失権株の処理

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

eの4 (略)

eの5 第2条第1項第1号mに掲げる事項
非上場会社からの営業若しくは事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への営業若しくは事業上の固定資産の譲渡を行う場合

当取引所が定めるところにより作成する「営業上の固定資産の譲受け(譲渡)概要書」 決議又は決定(商法特例法第1条の3第1項に規定する重要財産委員会の決議を含む。)後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

f～n (略)

(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a～c (略)

d 新株予約権付社債の償還条件又は新株予約権の消却条件の変更

dの2・e (略)

f 優先株(優先出資証券を含む。)又は子会社連動配当株(発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に利益配当を支払うことを内容とする種類株をいう。)の累積未払配当金があるときは、支払配当の見込額(権利確定日の2週間前に通知のこと。)

g 新株の発行を伴わない資本の増加

h (略)

i 名義書換代理人の設置又は変更

j 1株に満たない端数及び失権株の処理

k・1 (略)

m 持株会社である上場会社の子会社が当該上場会社以外の者を割当先として行う拒否権付種類株式(会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。)又は取締役選任権付種類株式(会社法第108条第1項第9号に掲げる事項(取締役に関するものに限る。))についての定めがある種類の株式をいう。)の発行

(6)・(7) (略)

7. 第7条(上場申請の手続)関係

(1) (略)

(2) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株式数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株式数(外国株預託証券の上場会社である場合には、これらの転換又は行使により発行される株券に係る権利を表示する預託証券数)について、一括して上場申請の手続を行うものとする。

(3)~(6) (略)

8. 第7条の2(自己株式取得の状況に関する報告等)関係

第7条の2第1項(第2項において準用する

k・1 (略)

m 持株会社である上場会社の子会社が当該上場会社以外の者を割当先として行う拒否権付種類株式(商法第222条第9項の規定に基づき、定款をもって、法令又は定款の定めにより株主総会又は取締役会において決議すべき事項の全部又は一部につき、その決議のほか、ある種類株式の種類株主総会の決議を要するものと定めている場合における当該種類株式をいう。)又は取締役選任権付種類株式(商法第222条第1項第6号の規定に基づき、定款をもって、ある種類株式の種類株主総会において取締役を選任するものと定めている場合における当該種類株式をいう。)の発行

(6)・(7) (略)

7. 第7条(上場申請の手続)関係

(1) (略)

(2) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株式数又はこれらの新株予約権の行使によって発行することとなる株式数(外国株預託証券の上場会社である場合には、これらの転換又は行使により発行される株券に係る権利を表示する預託証券数)について、一括して上場申請の手続を行うものとする。

(3)~(6) (略)

8. 第7条の2(自己株式取得等の状況に関する報告等)関係

第7条の2第1項(第2項において準用する

場合を含む。)に規定する書面には、第7条の2第1項に掲げる条項に該当した旨並びに自己株券の買付状況及び自己株式の取得の状況を記載するものとする。

9. 第8条(新株予約権の行使通知等)関係

(1) 第8条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a・b (略)

(2) (略)

13. 第13条(株主等への発送書類の提出)関係

(1) 第1項に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

a (略)

b 前aに添付される会社法第437条に規定する計算書類及び事業報告、監査報告書並びに会社法第301条第1項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

c・d (略)

e 配当決議通知書

(2) (略)

(3) 第1項において、株主あての書類発送を株主名簿管理人に委託している場合には、上場会社は、株主名簿管理人と緊密な連絡をとり、当取引所に提出するにあたり延着しないように配慮することとする。

15. 第15条(その他書類の提出)関係

第15条の規定に基づき請求する書類には、

場合を含む。)に規定する書面には、第7条の2第1項に掲げる条項に該当した旨並びに自己株券の買付状況及び自己株式の取得等の状況を記載するものとする。

9. 第8条(新株予約権の行使通知等)関係

(1) 第8条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a・b (略)

(2) (略)

13. 第13条(株主等への発送書類の提出)関係

(1) 第1項に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

a (略)

b 前aに添付される商法第281条第1項各号に掲げる書類及び監査報告書並びに商法特例法第21条の2に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

c・d (略)

e 中間配当決議通知書

(2) (略)

(3) 第1項において、株主あての書類発送を名義書換代理人に委託している場合には、上場会社は、名義書換代理人と緊密な連絡をとり、当取引所に提出するにあたり延着しないように配慮することとする。

15. 第15条(その他書類の提出)関係

第15条の規定に基づき請求する書類には、

次に掲げる書類を含むものとする。

a ~ d (略)

e 上場会社(上場外国会社を除く。)が、その発行する株券(優先株及び優先証券に関する有価証券上場規程の特例第2条第2項に規定する優先株等を除く。)について単元株式数に満たない株数を売買単位とすることを希望する場合には、その旨を記載した書面

f (略)

g 株券上場審査基準第4条第5項又は第6条第4項の規定の適用を受けて株券を上場した会社(外国会社を除く。)である場合には、次の(a)から(c)までに掲げる区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面(法定事後開示書類)の写し

この場合において、上場会社は、上場後速やかに当該書類を提出するものとし、当取引所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 同基準第4条第5項第1号又は第6条第4項第1号の規定の適用を受けた会社

会社法第801条第3項第1号又は第815条第3項第1号に規定する書面

(b) 同基準第4条第5項第3号又は第6条第4項第3号の規定の適用を受けた会社

会社法第801条第3項第3号又は第815条第3項第3号に規定する書面

(c) 同基準第4条第5項第5号又は第6条第4項第5号の規定の適用を受けた会社

会社法第801条第3項第2号又は第815条第3項第2号に規定する書面

次に掲げる書類を含むものとする。

a ~ d (略)

e 上場会社(上場外国会社を除く。)が、その発行する株券(優先株及び優先証券に関する有価証券上場規程の特例第2条第2項に規定する優先株等を除く。)について1単元の株式の数に満たない株数を売買単位とすることを希望する場合には、その旨を記載した書面

f (略)

(新設)

18. 第19条（適切な株式事務及び配当金支払事務の確保）関係

（1）第1項に規定する株式事務には、次に掲げる諸通知を含むものとする。

a 剰余金配当、新株予約権の付与その他株主の権利あるいは利益に関する会社（外国株預託証券の上場会社である場合には、上場預託証券に係る預託機関を含む。）の措置

b 本国等の株主（外国株預託証券の上場会社である場合には、上場預託証券の所有者を含む。）に開示している年次報告書、半期報告書、四半期報告書等の事業報告書（半期報告書は四半期報告書をもって代えることができる。）。この場合において、当該報告書は、当取引所が定めるところにより、要約して作成し又は他のもので代替することができるものとする。

（2）（略）

付 則

1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた株式交換、株式移転、合併及び会社の分割に係る当取引所への書類の提出については、なお従前の例による。

18. 第19条（適切な株式事務及び配当金支払事務の確保）関係

（1）第1項に規定する株式事務には、次に掲げる諸通知を含むものとする。

a 利益配当、新株引受権の付与その他株主の権利あるいは利益に関する会社（外国株預託証券の上場会社である場合には、上場預託証券に係る預託機関を含む。）の措置

b 本国等の株主（外国株預託証券の上場会社である場合には、上場預託証券の所有者を含む。）に開示している年次報告書、半期報告書、四半期報告書等の営業報告書（半期報告書は四半期報告書をもって代えることができる。）。この場合において、当該報告書は、当取引所が定めるところにより、要約して作成し又は他のもので代替することができるものとする。

（2）（略）

第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第三者割当等により<u>割り当てられた株式</u>の譲渡の報告等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、上場会社が行う第三者割当その他50名に満たない者を相手方とする募集により<u>割り当てられた株式</u>(優先出資を含む。以下同じ。)の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第1条の2 この規則の規定は、当取引所が別に定める<u>株式</u>については、適用しない。</p> <p>(第三者割当による<u>募集株式の割当</u>を行う場合における確約の締結)</p> <p>第2条 上場会社は、株主(優先出資法に規定する優先出資者を含む。)以外の者に<u>株式の割当を受ける権利</u>(優先出資法に規定する<u>優先出資の割当を受ける権利</u>を含む。)を付与する方法(以下「第三者割当」という。)による<u>募集株式</u>(会社法第199条第1項に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資をいう。以下同じ。)の割当を行う場合には、割当を受けた者との間で、書面により、<u>募集株式</u>の譲渡時の当取引所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項の確約を行うものとする。</p> <p>(第三者割当により<u>割り当てられた募集株式</u>の譲渡の報告等)</p> <p>第3条 上場会社は、第三者割当による<u>募集株式</u>の割当を受けた者が確約に定める期間内において</p>	<p>第三者割当等により<u>発行された新株</u>の譲渡の報告等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、上場会社が行う第三者割当その他50名に満たない者を相手方とする募集により<u>発行された新株</u>(優先出資を含む。以下同じ。)の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第1条の2 この規則の規定は、<u>新株予約権の行使により発行された新株</u>その他当取引所が別に定める<u>新株</u>については、適用しない。</p> <p>(第三者割当による<u>新株発行</u>を行う場合における確約の締結)</p> <p>第2条 上場会社は、株主(優先出資法に規定する優先出資者を含む。)以外の者に<u>新株引受権</u>(優先出資法に規定する<u>優先出資引受権</u>を含む。)を付与する方法(以下「第三者割当」という。)による<u>新株発行</u>を行う場合には、<u>新株</u>の割当を受けた者との間で、書面により、<u>新株</u>の譲渡時の当取引所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項の確約を行うものとする。</p> <p>(第三者割当により<u>発行された新株</u>の譲渡の報告等)</p> <p>第3条 上場会社は、第三者割当による<u>新株</u>の割当を受けた者が確約に定める期間内において</p>

て当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(準用規定)

第5条 前3条の規定は、上場会社が行う50名に満たない者を相手方とする募集による募集株式の割当について準用する。

平成9年6月1日改正付則

この改正規定は、平成9年6月1日から施行する。

(削る)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行し、同日前に上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項第1号に基づき提出される書類に記載される自己株式の処分については、なお従前の例による。

該新株の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(準用規定)

第5条 前3条の規定は、上場会社が行う50名に満たない者を相手方とする募集による新株発行について準用する。

平成9年6月1日改正付則

1 この改正規定は、平成9年6月1日から施行する。

2 この改正規定施行の日から当分の間、第1条の2の改正規定の適用については、同条中「新株予約権の行使により」とあるのは、「新株予約権の行使により又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条又は商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号)第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)第8条第1項の規定による決議に基づき」と読み替える。

第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第三者割当等により<u>割り当てられた株式</u>の譲渡の報告等に関する規則の取扱い</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この取扱いは、第三者割当等により<u>割り当てられた株式</u>の譲渡の報告等に関する規則(以下「第三者割当規則」という。)に基づき、当取引所が定める事項並びに第三者割当規則の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(適用除外の取扱い)</p> <p>第1条の2 第三者割当規則第1条の2に規定する「当取引所が別に定める<u>株式</u>」とは、<u>割当</u>の目的及び態様等を勘案して第三者割当規則の規定を適用することが適当でないと当取引所が認めた新株をいうものとする。</p> <p>(第三者割当による<u>募集株式</u>の割当を行う場合における確約の締結の取扱い)</p> <p>第2条 第三者割当規則第2条に規定する「<u>募集株式</u>の譲渡時の当取引所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1) 割当を受けた者は、<u>割当を受けた日</u>から2年間において、割当を受けた<u>株式</u>(以下「<u>割当株式</u>」という。)の譲渡を行った場合には、直ちに上場会社に書面によりその内容を報告すること。</p> <p>(2) 上場会社は、割当を受けた者が前号に掲げる期間において<u>割当株式</u>の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を当取引所に報告すること。</p> <p>(3) 割当を受けた者は、第三者割当規則第2条に規定する書面に記載する本項各号に掲</p>	<p>第三者割当等により<u>発行された新株</u>の譲渡の報告等に関する規則の取扱い</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この取扱いは、第三者割当等により<u>発行された新株</u>の譲渡の報告等に関する規則(以下「第三者割当規則」という。)に基づき、当取引所が定める事項並びに第三者割当規則の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(適用除外の取扱い)</p> <p>第1条の2 第三者割当規則第1条の2に規定する「当取引所が別に定める<u>新株</u>」とは、<u>発行</u>の目的及び態様等を勘案して第三者割当規則の規定を適用することが適当でないと当取引所が認めた新株をいうものとする。</p> <p>(第三者割当による<u>新株発行</u>を行う場合における確約の締結の取扱い)</p> <p>第2条 第三者割当規則第2条に規定する「<u>新株</u>の譲渡時の当取引所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1) 割当を受けた者は、<u>新株発行の効力発生日</u>から2年間において、割当を受けた<u>新株</u>(以下「<u>割当新株</u>」という。)の譲渡を行った場合には、直ちに上場会社に書面によりその内容を報告すること。</p> <p>(2) 上場会社は、割当を受けた者が前号に掲げる期間において<u>割当新株</u>の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を当取引所に報告すること。</p> <p>(3) 割当を受けた者は、第三者割当規則第2条に規定する書面に記載する本項各号に掲</p>

げる内容及び割当株式の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(4) その他当取引所が必要と認める事項

2 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当を行った場合には、第三者割当規則第2条に規定する確約を証する書面を、募集株式の割当後直ちに当取引所に提出するものとする。

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等の取扱い)

第3条 (略)

(準用規定)

第4条 前2条の規定は、上場会社が行う50名に満たない者を相手方とする募集による募集株式の割当について準用する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

げる内容及び割当新株の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(4) その他当取引所が必要と認める事項

2 上場会社は、第三者割当による新株発行を行った場合には、第三者割当規則第2条に規定する確約を証する書面を、新株発行後直ちに当取引所に提出するものとする。

(第三者割当により発行された新株の譲渡の報告等の取扱い)

第3条 (略)

(準用規定)

第4条 前2条の規定は、上場会社が行う50名に満たない者を相手方とする募集による新株発行について準用する。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（指定の特例）関係</p> <p>（1）～（1）の3（略）</p> <p>（2）第2項の規定を上場市場変更申請に係る株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のa及びbに適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a（略）</p> <p>b 第3条第1項第3号、第4号及び第8号の規定に適合していること。この場合において、第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日）を含む月の末日からさかのぼるものとし、2.（5）a中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、<u>株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）</u>又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、<u>株式無償割当て</u>又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日）において、当該株式分割、<u>株式無償割当て</u>又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（5）において同</p>	<p>1. 第2条（指定の特例）関係</p> <p>（1）～（1）の3（略）</p> <p>（2）第2項の規定を上場市場変更申請に係る株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のa及びbに適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a（略）</p> <p>b 第3条第1項第3号、第4号及び第8号の規定に適合していること。この場合において、第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日）を含む月の末日からさかのぼるものとし、2.（5）a中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（5）において同じ。）又は上場預託証券数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月</p>

じ。)又は上場預託証券数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)及び月末上場時価総額(第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における上場株式数又は上場預託証券数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が40億円以上であること」とあるのは「1.(4)bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

(2)の2 第2項の規定を上場市場変更申請に係る外国株券に適用する場合には、次のa及びbに適合する株券を対象とするものとする。

a (略)

b 第3条第1項第4号及び第8号並びに同条第2項第3号の規定に適合していること。この場合において、同条第2項第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2.(5)a中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の日々の最終価格に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割、株式無償割

の末日における当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における上場株式数又は上場預託証券数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が40億円以上であること」とあるのは「1.(4)bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

(2)の2 第2項の規定を上場市場変更申請に係る外国株券に適用する場合には、次のa及びbに適合する株券を対象とするものとする。

a (略)

b 第3条第1項第4号及び第8号並びに同条第2項第3号の規定に適合していること。この場合において、同条第2項第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2.(5)a中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の日々の最終価格に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合

当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受け者
 を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（5）において同じ。）又は上場預託証券数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数又は上場預託証券数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が40億円以上であること」とあるのは「1．（4）の2bの（a）の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第3条第1項第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

（2）の3（略）

（3）～（4）（略）

（4）の2 第4項の規定を外国株券に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a（略）

b 次の（a）又は（b）に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該（a）又は（b）に定める額が500億円以上であること。

を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受け者
 を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（5）において同じ。）又は上場預託証券数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数又は上場預託証券数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が40億円以上であること」とあるのは「1．（4）の2bの（a）の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第3条第1項第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

（2）の3（略）

（3）～（4）（略）

（4）の2 第4項の規定を外国株券に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a（略）

b 次の（a）又は（b）に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該（a）又は（b）に定める額が500億円以上であること。

(a) 国内の証券取引所又は外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者

イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの価格（以下この b において「公開価格」という。）と当該公開価格を決定した日からさかのぼって 1 か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場又は継続的に取引されている国内の証券取引所又は外国の証券取引所等における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次の口において同じ。）のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

ロ （略）

(b) （略）

c （略）

(4) の 3 ・ (5) （略）

2 . 第 3 条 (指定基準) 第 1 項関係

(1) 指定対象

a 第 1 項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の (a) から (e) までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第 13 条第 3 項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。

(a) 上場会社及びその資本下位会社等（株券上場審査基準の取扱い 1 . (1)

(a) 外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者

イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの価格（以下この b において「公開価格」という。）と当該公開価格を決定した日からさかのぼって 1 か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次の口において同じ。）のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

ロ （略）

(b) （略）

c （略）

(4) の 3 ・ (5) （略）

2 . 第 3 条 (指定基準) 第 1 項関係

(1) 指定対象

a 第 1 項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の (a) から (e) までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第 13 条第 3 項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。

(a) 上場会社及びその資本下位会社等（株券上場審査基準の取扱い 1 . (1)

の規定のうち、「新規上場申請者」とあるのを「上場会社」と読み替えたものをいう。)により構成される上場会社の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動(事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。)が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときには、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ～ハ (略)

(b) 上場会社の企業グループが、上場会社が相応の剰余金配当を行うに足る利益を計上する見込みのあること。

(c)～(e) (略)

b (略)

(2)・(3) (略)

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日(第4条第1項第1号bの規定の適用を受ける場合にあっては、同bに定める日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日。次のbにおいて同じ。)を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄(当該銘柄の新株券を含む。)の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b 上場会社が直前事業年度の末日を含む月の末日からさかのぼって6か月以内に単元株式数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の単元株式

の規定のうち、「新規上場申請者」とあるのを「上場会社」と読み替えたものをいう。)により構成される上場会社の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動(営業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。)が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときには、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ～ハ (略)

(b) 上場会社の企業グループが、上場会社が相応の利益配当を行うに足る利益を計上する見込みのあること。

(c)～(e) (略)

b (略)

(2)・(3) (略)

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日(第4条第1項第1号bの規定の適用を受ける場合にあっては、同bに定める日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日。次のbにおいて同じ。)を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄(当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。)の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b 上場会社が直前事業年度の末日を含む月の末日からさかのぼって6か月以内に1単元の株式の数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の1

数、当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(5) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が40億円以上であること」とは、第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類）の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（5）において同じ。）又は上場預託証券数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数又は上場預託証券数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が40億円以上であることをいうものとする。

b (略)

(6) 純資産の額

第5号に規定する純資産の額については、株券上場審査基準の取扱い2.(5)(純資

単元の株式の数、当該変更後については当該変更後の1単元の株式の数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(5) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が40億円以上であること」とは、第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（5）において同じ。）又は上場預託証券数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数又は上場預託証券数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が40億円以上であることをいうものとする。

b (略)

(6) 株主資本（純資産）の額

第5号に規定する株主資本（純資産）の額については、株券上場審査基準の取扱い2.

産の額)の規定を準用する。この場合において、同(5)中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

(7) 利益の額

a 第6号に規定する「最近」の起算は、直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。(以下、「最近」の起算については、この取扱いにおいて同じ。)

b 第6号に規定する利益の額については、株券上場審査基準の取扱い2.(6)bからkの2まで(利益の額)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の末日」とあるのは「直前事業年度及び直前連結会計年度の末日」と読み替えるものとする。

c (略)

(8) 時価総額

a ~ d (略)

e 株券上場審査基準の取扱い2.(6)h、j前段、k及びkの2の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

(9)・(10) (略)

3. 第3条(指定基準)第2項関係

(1)~(3) (略)

(4) 売買高

(5)(株主資本(純資産)の額)の規定を準用する。この場合において、同(5)中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

(7) 利益の額

a 第6号に規定する「最近」の起算は、審査対象決算期(審査を行う対象となる決算期をいう。)からさかのぼるものとする。(以下、「最近」の起算については、この取扱いにおいて同じ。)

b 第6号に規定する利益の額については、株券上場審査基準の取扱い2.(6)bからkまで(利益の額)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の末日」とあるのは「直前事業年度及び直前連結会計年度の末日」と読み替えるものとする。

c (略)

(8) 時価総額

a ~ d (略)

e 株券上場審査基準の取扱い2.(6)h、j前段及びkの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

(9)・(10) (略)

3. 第3条(指定基準)第2項関係

(1)~(3) (略)

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合にあっては、同号に定める日。cにおいて同じ。）を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b・c（略）

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合にあっては、同号に定める日。cにおいて同じ。）を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b・c（略）

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号に規定する「1か年以内に次の区分に定める人数に達しないとき」とは、<u>審査対象事業年度の末日</u>の翌日から起算して1か年目の日（<u>事業年度の末日</u>の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の<u>事業年度の末日</u>に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する<u>事業年度の末日</u>）までの期間（以下「猶予期間」という。）内において当該人数に達しないときをいうものとする。（猶予期間の最終日現在の市場株式数を基準とする。）</p> <p>c～h (略)</p> <p>i 第2号dに規定する「市場株券の最近の投資単位」とは、<u>審査対象事業年度の末日</u>からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格（その日に約定がない場合は、直近の最終価格をいう。iからlにおいて同じ。）をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格（以下「<u>審査対象事業年度の投資単位</u>」という。）をいう。ただし、前hにおける審査を行う銘柄については、最近の基準日等からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該日における当</p>	<p>1. 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号に規定する「1か年以内に次の区分に定める人数に達しないとき」とは、<u>審査対象決算期</u>の翌日から起算して1か年目の日（<u>決算期</u>の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の<u>決算期</u>に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する<u>決算期</u>）までの期間（以下「猶予期間」という。）内において当該人数に達しないときをいうものとする。（猶予期間の最終日現在の市場株式数を基準とする。）</p> <p>c～h (略)</p> <p>i 第2号dに規定する「市場株券の最近の投資単位」とは、<u>審査対象決算期</u>の末日からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格（その日に約定がない場合は、直近の最終価格をいう。iからlにおいて同じ。）をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格（以下「<u>審査対象決算期の投資単位</u>」という。）をいう。ただし、前hにおける審査を行う銘柄については、最近の基準日等からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該日における当</p>

取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいい、猶予期間の最終日を迎えた銘柄については、猶予期間の最終日からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格（以下「猶予期間の投資単位」という。）をいう。

j 審査対象事業年度の投資単位が50万円未満であって、猶予期間の投資単位が50万円以上である場合又は審査対象事業年度の投資単位が10万円未満であって、猶予期間の投資単位が10万円以上50万円未満である場合には、同号に規定する「次の区分に定める人数」とは、審査対象事業年度の投資単位を同号の投資単位とした場合の人数をいうものとする。

k 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割（同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。）又は株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるもの限り、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。）を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。以下このkにおいて同じ。）をした場合に

取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいい、猶予期間の最終日を迎えた銘柄については、猶予期間の最終日からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格（以下「猶予期間の投資単位」という。）をいう。

j 審査対象決算期の投資単位が50万円未満であって、猶予期間の投資単位が50万円以上である場合又は審査対象決算期の投資単位が10万円未満であって、猶予期間の投資単位が10万円以上50万円未満である場合には、同号に規定する「次の区分に定める人数」とは、審査対象決算期の投資単位を同号の投資単位とした場合の人数をいうものとする。

k 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割（同時に1単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。）を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。以下このkにおいて同じ。）をした場合には、決議の日における株主数（最近の基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主

は、決議の日における株主数（最近の基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該株式分割又は株式無償割当てにより単元株式数以上の株式を所有する株主（単元株式数を定めない場合には、株主）となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には最近の基準日等（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日をいう。）の上場株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割の分割比率又は当該株式無償割当ての割当比率で調整したものをいう。）を同号の上場株式数と、決議の日における投資単位（当該決議の日の前日の最終価格を分割比率又は割当比率で調整したものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。）を同号の投資単位とみなすものとする。

- 1 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うこ

（単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主）のうち、当該株式分割により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、株主）となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には最近の基準日等（審査対象決算期の末日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日をいう。）の上場株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。）を同号の上場株式数と、決議の日における投資単位（当該決議の日の前日の最終価格に分割比率を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。）を同号の投資単位とみなすものとする。

- 1 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、1単元の株式の数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに

との決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下この1において同じ。）をした場合には、決議の日における株主数（最近の基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該単元株式数の変更により単元株式数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において、決議の日における上場株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には最近の基準日等（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日をいう。）の上場株式数について、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数について変更後の単元株式数を1単位の株式数とみなして算定した株式数をいう。）を同号の上場株式数と、決議の日における投資単位（当該決議の日の前日の最終価格に変更後の単元株式数を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。）を同号の投資単位とみなすものとする。

m （略）

n 第2号dに規定する「最近1年間の月平

行うことの決議（委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下この1において同じ。）をした場合には、決議の日における株主数（最近の基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該1単元の株式の数の変更により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において、決議の日における上場株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には最近の基準日等（審査対象決算期の末日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日をいう。）の上場株式数について、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数について変更後の1単元の株式数を1単位の株式数とみなして算定した株式数をいう。）を同号の上場株式数と、決議の日における投資単位（当該決議の日の前日の最終価格に変更後の1単元の株式数を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。）を同号の投資単位とみなすものとする。

m （略）

n 第2号dに規定する「最近1年間の月平

均売買高」とは、審査対象事業年度の末日からさかのぼって1年間（上場後1年未満の銘柄については、上場日の属する月の翌月初から審査対象事業年度の末日を含む月の末日までをいう。）における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。以下このnにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。ただし、h、k又はlにおける審査を行う銘柄については、最近の基準日等からさかのぼって1年間（上場後1年未満の銘柄については、上場日の属する月の翌月初から最近の基準日等を含む月の末日までをいう。）における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいい、猶予期間の最終日を迎えた銘柄については、猶予期間の最終日からさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。

- o 上場会社が前nに規定する審査対象事業年度の末日、最近の基準日等又は猶予期間の最終日からさかのぼって1年以内に単元株式数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の単元株式数、当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき、第2号dに規定する売買高を算定するものとする。

(3) 売買高

- a・b (略)
- c 第3号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。
- d 上場会社がbに規定する日からさかのぼ

均売買高」とは、審査対象決算期の末日からさかのぼって1年間（上場後1年未満の銘柄については、上場日の属する月の翌月初から審査対象決算期を含む月の末日までをいう。）における当該銘柄（当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。以下このnにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。ただし、h、k又はlにおける審査を行う銘柄については、最近の基準日等からさかのぼって1年間（上場後1年未満の銘柄については、上場日の属する月の翌月初から最近の基準日等を含む月の末日までをいう。）における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいい、猶予期間の最終日を迎えた銘柄については、猶予期間の最終日からさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。

- o 上場会社が前nに規定する審査対象決算期の末日、最近の基準日等又は猶予期間の最終日からさかのぼって1年以内に1単元の株式の数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の1単元の株式の数、当該変更後については当該変更後の1単元の株式の数に基づき、第2号dに規定する売買高を算定するものとする。

(3) 売買高

- a・b (略)
- c 第3号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄（当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。
- d 上場会社がbに規定する日からさかのぼ

って1年以内に単元株式数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の単元株式数、当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(4) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（4）において同じ。）又は上場預託証券数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数又は上場預託証券数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。

aの2～c（略）

(5) 債務超過

a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5)

って1年以内に1単元の株式の数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の1単元の株式の数、当該変更後については当該変更後の1単元の株式の数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(4) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（4）において同じ。）又は上場預託証券数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数又は上場預託証券数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。

aの2～c（略）

(5) 債務超過

a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5)

aに規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける会社又は外国会社にあつては、これに相当する額）が負である場合をいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2.(6)e（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益の額」とあるのは、「純資産」と読み替える。

c 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

（a） 次のイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに規定する書面

イ（略）

（削る）

aに規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される株主資本（純資産）の額（連結財務諸表規則第87条の規定の適用を受ける会社又は外国会社にあつては、これに相当する額）が負である場合をいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2.(6)e（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益の額又は売上高」とあるのは、「株主資本（純資産）」と読み替える。

c 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象決算期に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

（a） 次のイから八までの区分に従い、当該イから八までに規定する書面

イ（略）

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 法律の規定に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、整理計画として債

㉑ (略)

(b) (略)

d 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいうものとする。

(6) 指定替えの時期

a ~ d (略)

e 純資産の額が第5号に該当した場合には、審査対象事業年度の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。

2. 第2条(指定替え基準)第2項関係

(1) ~ (3) (略)

(4) 指定替えの時期

a (略)

b 1. (6) eの規定は、外国株券である市場第一部銘柄の純資産の額が第1項第5号に該当した場合に準用する。

c・d (略)

3. 第2条(指定替え基準)第3項関係

(1)・(2) (略)

(3) 指定替えの時期

a (略)

b 1. (6) eの規定は、外国株預託証券である市場第一部銘柄の純資産の額が第1項第5号に該当した場合に準用する。

権者の合意又は裁判所の実行命令を得ているものであることを証する書面

㉒ (略)

(b) (略)

d 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が上場会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期)までの期間をいうものとする。

(6) 指定替えの時期

a ~ d (略)

e 株主資本(純資産)の額が第5号に該当した場合には、審査対象決算期の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。

2. 第2条(指定替え基準)第2項関係

(1) ~ (3) (略)

(4) 指定替えの時期

a (略)

b 1. (6) eの規定は、外国株券である市場第一部銘柄の株主資本(純資産)の額が第1項第5号に該当した場合に準用する。

c・d (略)

3. 第2条(指定替え基準)第3項関係

(1)・(2) (略)

(3) 指定替えの時期

a (略)

b 1. (6) eの規定は、外国株預託証券である市場第一部銘柄の株主資本(純資産)の額が第1項第5号に該当した場合に

c・d（略）

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

準用する。

c・d（略）

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に次の区分に定める人数に達しないとき」とは、<u>審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日</u><u>が上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)</u><u>の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日</u><u>までの期間(以下この(2)において「猶予期間」という。)</u><u>内において上場株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。(猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。)</u></p> <p>c~m (略)</p> <p>n 第2号aの(b)に係る同号ただし書の規定は、<u>審査対象事業年度の末日後、同(b)に定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、この場合における第2号aの(b)の規定については、次の(a)又は(b)に定めるところにより取り扱うものとする。</u></p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に次の区分に定める人数に達しないとき」とは、<u>審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)</u><u>の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期)までの期間(以下この(2)において「猶予期間」という。)</u><u>内において上場株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。(猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。)</u></p> <p>c~m (略)</p> <p>n 第2号aの(b)に係る同号ただし書の規定は、<u>審査対象決算期の末日後、同(b)に定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、この場合における第2号aの(b)の規定については、次の(a)又は(b)に定めるところにより取り扱うものとする。</u></p>

- (a) 当該株式の公募に係る応募者に審査対象事業年度の末日における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合で、審査対象事業年度の末日における少数特定者持株数が審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の90%以下となったときは、審査対象事業年度の末日における少数特定者持株数比率が90%以下となったものとして取り扱う。
- (b) 当該株式の売出し等が審査対象事業年度の末日における大株主上位10名又は役員の所有に係る株式の売出し等であって、審査対象事業年度の末日における少数特定者持株数から当該株式の売出し等に係る株式数を差し引いた数が審査対象事業年度の末日における上場株式数の90%以下となった場合は、審査対象事業年度の末日における少数特定者持株数比率が90%以下となったものとして取り扱う。
- o・p (略)
- q 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1.
(2) o (単元株式数の変更を行った場合の売買高の取扱い) の規定は、第2号bただし書に規定する売買高の取扱いについて準用する。この場合において、「前n」とあるのは「前pで準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1.
(2) n」と読み替えるものとする。
- (3) 売買高
- a (略)
- b 上場株券の市場第一部銘柄から市場第

- (a) 当該株式の公募に係る応募者に審査対象決算期の末日における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合で、審査対象決算期の末日における少数特定者持株数が審査対象決算期の末日における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の90%以下となったときは、審査対象決算期の末日における少数特定者持株数比率が90%以下となったものとして取り扱う。
- (b) 当該株式の売出し等が審査対象決算期の末日における大株主上位10名又は役員の所有に係る株式の売出し等であって、審査対象決算期の末日における少数特定者持株数から当該株式の売出し等に係る株式数を差し引いた数が審査対象決算期の末日における上場株式数の90%以下となった場合は、審査対象決算期の末日における少数特定者持株数比率が90%以下となったものとして取り扱う。
- o・p (略)
- q 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1.
(2) o (1単元の株式の数の変更を行った場合の売買高の取扱い) の規定は、第2号bただし書に規定する売買高の取扱いについて準用する。この場合において、「前n」とあるのは「前pで準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1.
(2) n」と読み替えるものとする。
- (3) 売買高
- a (略)
- b 上場株券の市場第一部銘柄から市場第

二部銘柄への指定替え基準の取扱い1 .
 (3) b から d まで (審査の時期、平均
 売買高及び単元株式数の変更を行った場
 合の売買高の取扱い)の規定は、第3号
 a の場合に準用する。

c (略)

(4) 上場時価総額

a (略)

b 第4号に規定する「上場時価総額が上
 場株式数に2を乗じて得た数値に満たな
 い場合」とは、月間平均上場時価総額
 (上場株券の市場第一部銘柄から市場第
 二部銘柄への指定替え基準の取扱い1 .
 (4) a に規定する月間平均上場時価総
 額(同 a の2の規定により算定されるも
 のを含む。)をいう。次の c 及び4 .
 (4)において同じ。)がその算定の対
 象となる月の月間平均上場株式数(当取
 引所の売買立会における当該株券又は外
 国株預託証券の日々の上場株式数(上場
 会社が株式分割、株式無償割当て(上場
 株券に係る株式と同一の種類)の株式を割
 り当てるものに限る。)又は株式併合を
 行う場合には、当該株式分割、株式無償
 割当て又は株式併合に係る権利を受ける
 者を確定するための基準日(以下「権利
 確定日」という。)の3日前の日(権利
 確定日が休業日に当たるときは、権利確
 定日の4日前の日)において、当該株式
 分割、株式無償割当て又は株式併合によ
 り増減する株式数を加減するものとし
 る。以下この b 及び次の c において同
 じ。)又は上場預託証券数の平均をい
 う。次の c において同じ。)に2を乗じ
 て得た数値に満たない場合又は月末上
 場時価総額(同取扱い1 . (4) a に規定

二部銘柄への指定替え基準の取扱い1 .
 (3) b から d まで (審査の時期、平均
 売買高及び1単元の株式の数の変更を行
 った場合の売買高の取扱い)の規定は、
 第3号 a の場合に準用する。

c (略)

(4) 上場時価総額

a (略)

b 第4号に規定する「上場時価総額が上
 場株式数に2を乗じて得た数値に満たな
 い場合」とは、月間平均上場時価総額
 (上場株券の市場第一部銘柄から市場第
 二部銘柄への指定替え基準の取扱い1 .
 (4) a に規定する月間平均上場時価総
 額(同 a の2の規定により算定されるも
 のを含む。)をいう。次の c 及び4 .
 (4)において同じ。)がその算定の対
 象となる月の月間平均上場株式数(当取
 引所の売買立会における当該株券又は外
 国株預託証券の日々の上場株式数(上場
 会社が株式分割又は株式併合を行う場
 合には、当該株式分割又は株式併合に係
 る権利を受ける者を確定するための基準日
 (以下「権利確定日」という。)の3日
 前の日(権利確定日が休業日に当たると
 きは、権利確定日の4日前の日)におい
 て、当該株式分割又は株式併合により増
 減する株式数を加減するものとする。以
 下この b 及び次の c において同じ。)又
 は上場預託証券数の平均をいう。次の c
 において同じ。)に2を乗じて得た数値
 に満たない場合又は月末上場時価総額
 (同取扱い1 . (4) a に規定する月末
 上場時価総額(同 a の2の規定により算
 定されるものを含む。)をいう。次の c
 及び4 . (4)において同じ。)がその

する月末上場時価総額（同 a の 2 の規定により算定されるものを含む。）をいう。次の c 及び 4 . (4) において同じ。）がその算定の対象となる月の末日における上場株式数又は上場預託証券数に 2 を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

c・d（略）

(5) 債務超過

a 第 5 号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) a に規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則第 9 3 条の規定の適用を受ける会社又は外国会社にあつては、これに相当する額）が負であることをいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い 2 . (6) e（監査意見に基づく修正）の規定は、第 5 号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは、「純資産」と読み替える。

c 第 5 号に規定する「1 か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とは、第 5 号に規定する「債務超過の状態」となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 か年目の日（事業年度の末日の変更により当該 1 か年目の日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この (5) において「猶予期間」という。）において債務超過の状態でなくならなかった場合をいうものとする。

算定の対象となる月の末日における上場株式数又は上場預託証券数に 2 を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

c・d（略）

(5) 債務超過

a 第 5 号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) a に規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、貸借対照表）に基づいて算定される株主資本（純資産）の額（連結財務諸表規則第 8 7 条の規定の適用を受ける会社又は外国会社にあつては、これに相当する額）が負であることをいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い 2 . (6) e（監査意見に基づく修正）の規定は、第 5 号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは、「株主資本（純資産）」と読み替える。

c 第 5 号に規定する「1 か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とは、第 5 号に規定する「債務超過の状態」となった決算期の翌日から起算して 1 か年目の日（決算期の変更により当該 1 か年目の日が上場会社の決算期に当たらないときは、当該 1 か年目の日の後最初に到来する決算期）までの期間（以下この (5) において「猶予期間」という。）において債務超過の状態でなくならなかった場合をいうものとする。

d 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

（a） 次のイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに規定する書面

イ （略）

（削る）

ロ （略）

（b） （略）

e 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

f 第5号ただし書に規定する「2か年以

d 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

（a） 次のイから八までの区分に従い、当該イから八までに規定する書面

イ （略）

ロ 法律の規定に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得ているものであることを証する書面

ハ （略）

（b） （略）

e 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日（決算期の変更により当該1か年目の日が上場会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期）までの期間をいうものとする。

f 第5号ただし書に規定する「2か年以

内」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2か年目の日（事業年度の末日の変更により猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。

(6) (略)

(7) 破産手続、再生手続又は更生手続

a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)までに掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)から(c)までに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

(a) (略)

(b) 上場会社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会決議（上場優先出資証券の発行者にあっては、取締役会に相当する機関における決議又は決定を含む。以下この

内」とは、審査対象決算期の翌日から起算して2か年目の日（決算期の変更により猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日が上場会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期）までの期間をいう。

(6) (略)

(7) 破産手続、再生手続、更生手続又は整理

a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する破産手続、再生手続、更生手続又は整理の原因があることにより、破産手続、再生手続、更生手続又は整理を必要と判断した場合をいう。

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)までに掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)から(c)までに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

(a) (略)

(b) 上場会社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより営業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、営業若しくは事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会決議（上場優先出資証券の発行者にあっては、取締役会に相当する機関における決議又は決定を含

(b)において同じ。)を行った場合

当該上場会社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると当取引所が認めた日)

(c) (略)

c 第7号後段に規定する「当取引所が適当と認める再建計画」とは以下の(a)から(c)までに該当するものをいう。

(a) 次のイ又はロに定める場合に従い、当該イ又はロに定める事項に該当すること。

イ (略)

(削る)

ロ (略)

(b) 当該再建計画に次のイ及びロに定める事項が記載されていること。

イ (略)

ロ 前(a)のイに規定する見込みがある旨及びその理由又は同(a)のロに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

(c) (略)

d~e (略)

(8) 事業活動の停止

a 第8号に規定する「事業活動を停止し

む。以下この(b)において同じ。)を行った場合

当該上場会社から当該営業若しくは事業の譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日(営業又は事業の大部分の譲渡の場合には、当該営業又は事業の譲渡が営業又は事業の大部分の譲渡であると当取引所が認めた日)

(c) (略)

c 第7号後段に規定する「当取引所が適当と認める再建計画」とは以下の(a)から(c)までに該当するものをいう。

(a) 次のイから八までに定める場合に従い、当該イから八までに定める事項に該当すること。

イ (略)

ロ 上場会社が法律の規定に基づく整理を必要とするに至った場合

当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得られる見込みがあるものであること。

ハ (略)

(b) 当該再建計画に次のイ及びロに定める事項が記載されていること。

イ (略)

ロ 前(a)のイ若しくはロに規定する見込みがある旨及びその理由又はハに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

(c) (略)

d~e (略)

(8) 営業活動の停止

a 第8号に規定する「営業活動若しくは

た場合」とは、上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当取引所が認めた場合をいうものとする。

- b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の（a）から（c）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

（a）上場会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併に係る株券提出期間満了の日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日））

イ・ロ （略）

（b）上場会社が、前（a）に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた

事業活動を停止した場合」とは、上場会社及びその連結子会社の営業活動又は事業活動が停止されたと当取引所が認めた場合をいうものとする。

- b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の（a）から（c）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

（a）上場会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併期日（株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合（旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。）若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日））

イ・ロ （略）

（b）上場会社が、前（a）に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日

日)

(c) (略)

(9) 不適当な合併等

a 第9号aに規定する「当取引所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。

(a) (略)

(b) 分割による非上場会社からの事業の承継

(c) 非上場会社からの事業の譲受け

(d) 分割による他の者への事業の承継

(e) 他の者への事業の譲渡

(f) (略)

(g) 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て又は50名に満たない者に対する株式若しくは優先出資の割当て

(h) (略)

b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。

(a)・(b) (略)

(c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 事業の承継又は譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財

(c) (略)

(9) 不適当な合併等

a 第9号aに規定する「当取引所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。

(a) (略)

(b) 分割による非上場会社からの営業の承継

(c) 非上場会社からの営業又は事業の譲受け

(d) 分割による他の者への営業の承継

(e) 他の者への営業又は事業の譲渡

(f) (略)

(g) 第三者割当による新株若しくは優先出資の発行又は50名に満たない者に対する新株若しくは優先出資の発行

(h) (略)

b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。

(a)・(b) (略)

(c) 非上場会社から分割による営業の承継又は非上場会社から営業若しくは事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 営業の承継又は営業若しくは事業の譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の

務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

八 事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

二 事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額）未満であること。

(d) 分割による他の者への事業の承継（次の(e)に規定する場合を除く。）、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式又は優先出資の割当て、50名に満たない者に対する株式又は優先出資の割当てその他これらと同等の効果をもちと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(g)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもちと認めら

末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

八 営業の承継又は営業若しくは事業の譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

二 営業の承継又は営業若しくは事業の譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額）未満であること。

(d) 分割による他の者への営業の承継（次の(e)に規定する場合を除く。）、他の者への営業又は事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による新株又は優先出資の発行、50名に満たない者に対する新株又は優先出資の発行その他これらと同等の効果をもちと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(g)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもちと認め

れる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

- (e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第5項第5号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次のイから二までのいずれにも該当すること。

イ（略）

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この（e）において「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった資産の額未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であ

られる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

- (e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第5項第5号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次のイから二までのいずれにも該当すること。

イ（略）

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この（e）において「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が当該上場会社からの営業の承継の対象となった資産の額未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が当該上場会社からの営業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額）が当該上場会社からの営業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であ

ること。

c (略)

d ~ g (略)

(10) ~ (12) (略)

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a (略)

b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日(当該株式交換について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

(14) (略)

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であつて、有価証券上場規程第10条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)

b 前a以外の場合は、上場会社から、株式の全部を取得することが確定した旨の書面による報告を受けた日

2. 第2条(上場廃止基準)第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第1項第4号から第19号まで(第13号、

ること。

c (略)

d ~ g (略)

(10) ~ (12) (略)

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a (略)

b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日

(14) (略)

(新設)

2. 第2条(上場廃止基準)第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第1項第4号から第18号まで(第13号、

第14号及び第16号を除く。)の適用に当たっては、本国における会社制度等を勘案するものとする。

(2)～(5) (略)

4. の2 第2条の2(マザーズの上場廃止基準)第2項関係

(1) 株式の分布状況

a (略)

b 第1号に規定する「1か年以内に150人に達しないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この(1)において「猶予期間」という。)内において150人に達しないときをいうものとする。

c 第1号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15. aの2の規定により提出される株式の分布状況表に記載された株式の分布状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱い15. aの2に規定する権利確定日等又は調査の日現在のものによる場合においても、当該記載は当該権利確定日等又は調査の日の直前の事業年度の末日現在のものとみなして取り扱うものとする。

d・e (略)

(2)・(3) (略)

第14号及び第16号を除く。)の適用に当たっては、本国における会社制度等を勘案するものとする。

(2)～(5) (略)

4. の2 第2条の2(マザーズの上場廃止基準)第2項関係

(1) 株式の分布状況

a (略)

b 第1号に規定する「1か年以内に150人に達しないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の発行者の決算期に当たらない場合は、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期)までの期間(以下この(1)において「猶予期間」という。)内において150人に達しないときをいうものとする。

c 第1号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15. aの2の規定により提出される株式の分布状況表に記載された株式の分布状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱い15. aの2に規定する権利確定日等又は調査の日現在のものによる場合においても、当該記載は当該権利確定日等又は調査の日の直前の決算期現在のものとみなして取り扱うものとする。

d・e (略)

(2)・(3) (略)

6. 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

（1） 「当取引所が必要であると認められた時」の取扱い

第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「当取引所が必要であると認められた」として取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する銘柄については、当該aからeまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第1項第8号（第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（8）bの（a）に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）に上場廃止する。

b 第2条第1項第12号（第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、株券上場審査基準第4条第5項第5号又は第6条第4項第5号に規定する場合に該当する銘柄

原則として、新株式の交付に係る基準日の3日前の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日）に上場廃止する。

c （略）

6. 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

（1） 「当取引所が必要であると認められた時」の取扱い

第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「当取引所が必要であると認められた」として取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第1項第8号（第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（8）bの（a）に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併期日（株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合（旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。）若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日））に上場廃止する。

b 第2条第1項第12号（第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、株券上場審査基準第4条第5項第5号又は第6条第4項第5号に規定する場合に該当する銘柄

原則として、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日）に上場廃止する。

c （略）

d 第2条第1項第18号(第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(15) aの規定に該当する銘柄

原則として、株式の取得に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)に上場廃止する。

e 第2条第1項第19号(第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからdまでに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 第2条第1項第19号(第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

d (略)

付 則

1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

(新設)

d 第2条第1項第18号(第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからdまでに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 第2条第1項第18号(第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

d (略)

2 上場会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併により解散する場合の取扱いについては、改正後の1.(8)bの(a)及び6.(1)aの規定にかかわらず、なお従前の例による。

合併等の場合における被合併会社株券等の信用取引担保有価証券等に関する取扱いについて
の一部改正新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="135 461 772 544"><u>商号変更の場合における商号変更前の株券の信用取引担保有価証券の取扱いについて</u></p> <p data-bbox="135 663 794 1126">1 受託契約準則第25条の規定に基づき取引所の市場における有価証券の売買に係る決済物件として認められることとなった商号変更前の株券については、取引所の市場における有価証券の売買に係る決済物件として認められている期間に限り、信用取引担保有価証券（委託保証金代用有価証券及び買付有価証券をいう。）及び発行日決済取引委託保証金代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p data-bbox="135 1189 794 1361">2 前項の規定は、国内の他の証券取引所の規則により、当該証券取引所において決済物件として認められることとなった商号変更前の株券について準用する。</p> <p data-bbox="416 1487 539 1518" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="135 1536 794 1619">1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p data-bbox="135 1630 794 1854">2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併に係る決済物件としての被合併会社株券の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="818 461 1455 544"><u>合併等の場合における被合併会社株券等の信用取引担保有価証券等に関する取扱いについて</u></p> <p data-bbox="818 663 1477 1171">1 受託契約準則第24条及び第25条の規定に基づき取引所の市場における有価証券の売買に係る決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更前の株券については、取引所の市場における有価証券の売買に係る決済物件として認められている期間に限り、信用取引担保有価証券（委託保証金代用有価証券及び買付有価証券をいう。）発行日決済取引委託保証金代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p data-bbox="818 1189 1477 1361">2 前項の規定は、国内の他の証券取引所の規則により、当該証券取引所において決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更前の株券について準用する。</p>

委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から、当該株券及び当該株券(当該投資信託受益証券を除く。)の発行者の発行する社債券を、発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。</p> <p>(1) <u>当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の証券取引所の上場会社の完全子会社となる場合</u></p> <p>(2) <u>当該株券の発行者が国内の証券取引所の上場会社に吸収合併される場合</u></p> <p>(3) <u>その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の証券取引所に速やかに上場される見込みがあるとき</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から、当該株券及び当該株券(当該投資信託受益証券を除く。)の発行者の発行する社債券を、発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。</p> <p>2 (略)</p>

T o S T N e T取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、T o S T N e T特例第5条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(利付転換社債型新株予約権付社債券(機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。))の売買について、規程第9条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。)以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、T o S T N e T特例第5条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、T o S T N e T特例第5条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(利付転換社債型新株予約権付社債券(機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。))の売買について、規程第9条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。)以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、T o S T N e T特例第5条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p>
<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第7条 T o S T N e T特例第6条第6項の規定により、T o S T N e T取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項と</p>	<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第7条 T o S T N e T特例第6条第6項の規定により、T o S T N e T取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項と</p>

する。

(1)・(2) (略)

(3) 呼値の制限

取引参加者は、次の a 及び b に掲げる銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。

a (略)

b 転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の証券取引所において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄

(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

する。

(1)・(2) (略)

(3) 呼値の制限

取引参加者は、次の a 及び b に掲げる銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。

a (略)

b 転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の証券取引所において上場廃止された後、合併会社の発行する合併転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄

(4) (略)

立会外取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外バスケット対当取引の申込みの制限)</p> <p>第6条 立会外取引特例第8条第2項に規定する当取引所が定めるときは、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の証券取引所において上場廃止された後、<u>存続会社</u>の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。</p>	<p>(立会外バスケット対当取引の申込みの制限)</p> <p>第6条 立会外取引特例第8条第2項に規定する当取引所が定めるときは、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の証券取引所において上場廃止された後、<u>合併会社</u>の発行する<u>合併</u>転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。</p>
<p>(立会外バスケット対当取引の代金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、立会外取引特例第4条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(利付転換社債型新株予約権付社債券(機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売買について、規程第9条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。)以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、立会外取引特例第4条第2号に規定する日に決済を行う取引に</p>	<p>(立会外バスケット対当取引の代金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、立会外取引特例第4条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第26条の規定により定める<u>転換条件</u>の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(利付転換社債型新株予約権付社債券(機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売買について、規程第9条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。)以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、立会外取引特例第4条第2号に規定する日に決済を行う取引に</p>

ついて、普通取引における規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

ついて、普通取引における規程第26条の規定により定める転換条件の変更期日及び行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株価指数先物取引特別清算指数算出に係る値段)</p> <p>第14条 株価指数先物特例第28条第1項がこの書に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該銘柄の直近の配当落等の期日(業務規程第25条第1項の規定により定める日をいい、<u>剰余金の配当</u>のみに係る日を除く。)以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、当取引所がその都度定めた値段とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p>(株価指数先物取引特別清算指数算出に係る値段)</p> <p>第14条 株価指数先物特例第28条第1項がこの書に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該銘柄の直近の配当落等の期日(業務規程第25条第1項の規定により定める日をいい、<u>配当(商法第293条の5第1項の規定による金銭の分配を含む。)</u>のみに係る日を除く。)以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、当取引所がその都度定めた値段とする。</p>

株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(権利行使により成立する売買に係る数量の調整等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 株券オプション特例第 4 条第 2 項各号に規定する当取引所が定める数値は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める数値をいうものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>株式無償割当て(対象株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。以下同じ。)</u>による権利落の場合</p> <p><u>当該株式無償割当てにより対象株券に係る株式 1 株に対し割り当てられる株式の数に 1 を加えた数値</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>新株予約権無償割当て(割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。以下同じ。)</u>による権利落の場合</p> <p><u>対象株券に係る株式 1 株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により取得する株式の数に 1 を加えた数値</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる場合以外の場合(対象株券の売買に係る権利落の期日を、前各号に規定する権利落の期日以前に当取引所が定めている銘柄に係る権利落の場合を含む。)</u></p> <p>当取引所がその都度定める数値</p> <p>(権利行使価格の設定)</p> <p>第 4 条 (略)</p>	<p>(権利行使により成立する売買に係る数量の調整等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 株券オプション特例第 4 条第 2 項各号に規定する当取引所が定める数値は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める数値をいうものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 前 2 号以外の場合(対象株券の売買に係る権利落の期日を、<u>第 1 号又は前号</u>に規定する権利落の期日以前に当取引所が定めている銘柄に係る権利落の場合を含む。)</p> <p>当取引所がその都度定める数値</p> <p>(権利行使価格の設定)</p> <p>第 4 条 (略)</p>

2 前項に規定する対象株券の設定基準最終値段は、その日の対象株券の最終値段（呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下この項において同じ。）とし、その日に約定値段（呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める値段とする。ただし、当該対象株券の売買に係る権利落の期日の前日における対象株券の設定基準最終値段は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める値段とする。

(1) (略)

(2) 株式無償割当てによる権利落の場合

その日の対象株券の最終値段を、当該株式無償割当てにより対象株券に係る株式1株に対し割り当てられる株式の数に1を加えた数値で除して得た値段

(3) (略)

(4) 新株予約権無償割当てによる権利落の場合

その日の対象株券の最終値段に当該新株予約権の行使に際し払い込む価格を加えた値段を、対象株券に係る株式1株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により取得する株式の数に1を加えた数値で除した得た値段

(5) 前各号に掲げる場合以外の場合

当取引所がその都度定める値段

3 株券オプション特例第7条第3項の規定により設定する新たな権利行使価格は、既存の権利行使価格(株券オプション特例第4条第1項各号に規定する株券オプションに係るものに限る。以下この項において同じ。)

2 前項に規定する対象株券の設定基準最終値段は、その日の対象株券の最終値段（呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下この項において同じ。）とし、その日に約定値段（呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める値段とする。ただし、当該対象株券の売買に係る権利落の期日の前日における対象株券の設定基準最終値段は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める値段とする。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(新設)

(3) 前2号以外の場合

当取引所がその都度定める値段

3 株券オプション特例第7条第3項の規定により設定する新たな権利行使価格は、既存の権利行使価格(株券オプション特例第4条第1項各号に規定する株券オプションに係るものに限る。以下この項において同じ。)

が次の各号の一に該当した場合において、その翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、当取引所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

6 株券オプション特例第7条第4項に規定する権利行使価格の変更は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 株式分割による権利落の場合は、権利落の期日の前日における権利行使価格に、当該株式分割に係る分割比率を乗じて得た価格(円位未満の端数を生じたときは、円位未満を四捨五入する。以下この項において同じ。)に変更するものとする。

(2) 株式無償割当てによる権利落の場合は、権利落の期日の前日における権利行使価格を、当該株式無償割当てにより対象株券に係る株式1株に対し割り当てられる株式の数に1を加えた数値で除して得た価格に変更するものとする。

(3) (略)

(4) 新株予約権無償割当てによる権利落の場合は、権利落の期日の前日における権利行使価格に当該新株予約権の行使に際して払い込む金額を加えた値段を、対象株券に係る株式1株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により取得する株式の数に1を加えた数値で除した価格に変更するものとする。

(5) 前各号の場合以外の場合は、当取引所がその都度定める価格に変更するも

が次の各号の一に該当した場合において、その翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に、当該各号に規定する方法により設定するものとする。ただし、当取引所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

6 株券オプション特例第7条第4項に規定する権利行使価格の変更は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 株式分割による権利落の場合は、権利落の期日の前日における権利行使価格に、当該株式分割に係る分割比率を乗じて得た価格(円位未満の端数を生じたときは、円位未満を四捨五入する。次号において同じ。)に変更するものとする。

(新設)

(2) (略)

(新設)

(3) 前2号以外の場合は、当取引所がその都度定める価格に変更するものとする

のとする。

(上場廃止等)

第17条 株券オプション特例第43条第1項又は第2項の規定により株券オプションの上場を廃止する場合の当該株券オプションの上場廃止日は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める日とする。ただし、やむを得ない事由により当取引所が必要と認める場合は、当取引所がその都度定める日とする。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 株券オプション特例第43条第4項に規定する株券オプション取引における対象株券の発行者が人的分割を行う場合の限月取引及びその数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当取引所がその都度定める日以降において、分割期日以降の日を取引最終日とする限月取引が二つ以上となる新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日が当該分割に伴う対象株券の売買に係る業務規程施行規則第18条第2号に定める日(当該分割に伴い、業務規程第29条第1号の規定により対象株券の売買の停止を行う場合にあっては、当該停止を行う最初の日。以下「分割に伴う権利落の期日」という。)の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該分割に伴う権利落の期日の前々日とする。

(2) (略)

る。

(上場廃止等)

第17条 株券オプション特例第43条第1項又は第2項の規定により株券オプションの上場を廃止する場合の当該株券オプションの上場廃止日は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日とする。ただし、やむを得ない事由により当取引所が必要と認める場合は、当取引所がその都度定める日とする。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 株券オプション特例第43条第4項に規定する株券オプション取引における対象株券の発行者が人的分割を行う場合の限月取引及びその数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当取引所がその都度定める日以降において、分割期日以降の日を取引最終日とする限月取引が二つ以上となる新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日が当該分割に伴う対象株券の売買に係る業務規程施行規則第18条第2号に掲げる日(当該分割に伴い、業務規程第29条第1号の規定により対象株券の売買の停止を行う場合にあっては、当該停止を行う最初の日。以下「分割に伴う権利落の期日」という。)の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該分割に伴う権利落の期日の前々日とする。

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株価指数オプション取引の特別清算指数算出に係る値段)</p> <p>第 13 条 株価指数オプション特例第 31 条第 1 項かっこ書に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 当該銘柄の直近の配当落等の期日 (業務規程第 25 条第 1 項の規定により定める日をいい、<u>剰余金の配当</u>のみに係る日を除く。) 以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、当取引所がその都度定めた値段とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>(株価指数オプション取引の特別清算指数算出に係る値段)</p> <p>第 13 条 株価指数オプション特例第 31 条第 1 項かっこ書に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 当該銘柄の直近の配当落等の期日 (業務規程第 25 条第 1 項の規定により定める日をいい、<u>配当 (商法第 293 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配を含む。)</u>のみに係る日を除く。) 以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、当取引所がその都度定めた値段とする。</p>

株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
業務規程及び有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（業務規程の特例）関係</p> <p>（1） 被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理ポストへの割当てについては、上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てることとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p>	<p>1. 第2条（業務規程の特例）関係</p> <p>（1） 被支援会社である上場会社の発行する普通株についての監理ポストへの割当てについては、上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てることとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p>
<p>2. 第3条（株券上場審査基準の特例）関係</p> <p>（1） 第3条の適用を受ける新規上場申請者に対する有価証券上場規程に関する取扱い要領2.の規定については、（5）e、<u>eの3</u>及びf中「最近2年間（新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第1項第6号a及び第7号に適合していない場合は、最近3年間）」とあるのは「最近2年間」とし、（2）dの規定は適用しない。</p> <p>（2）・（3） （略）</p>	<p>2. 第3条（株券上場審査基準の特例）関係</p> <p>（1） 第3条の適用を受ける新規上場申請者に対する有価証券上場規程に関する取扱い要領2.の規定については、（5）e及びf中「最近2年間（新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第1項第6号a及び第7号に適合していない場合は、最近3年間）」とあるのは「最近2年間」とし、（2）dの規定は適用しない。</p> <p>（2）・（3） （略）</p>
<p>4. 第5条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>（1） 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1.（5）の規定は、第5条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>c 第5条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に</p>	<p>4. 第5条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>（1） 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1.（5）の規定は、第5条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>c 第5条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に</p>

適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。

（a） 次の（b）の規定は、第5条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第2号ただし書」とあるのは「第2号本文」と、「「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」とあるのは「「1か年以内（当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）及び（ロ）の規定は適用しない。

（b） 第5条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適

適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。

（a） 次の（b）の規定は、第5条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第2号ただし書」とあるのは「第2号本文」と、「「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」とあるのは「「1か年以内（当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）から（ハ）までの規定は適用しない。

（b） 第5条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象決算期に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適

時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（八）までの区分に従い、当該（イ）から（八）までに規定する書面

（イ）（略）

（削る）

（ロ）（略）

（八）（略）

ロ（略）

（2）第5条の適用を受ける上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1.（6）の規定の適用については、eを次のとおりとする。

e 純資産の額が第5号に該当した場合には、審査対象事業年度の末日の翌月から起

時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（二）までの区分に従い、当該（イ）から（二）までに規定する書面

（イ）（略）

（ロ）法律の規定に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得ているものであることを証する書面

（八）（略）

（二）（略）

ロ（略）

（2）第5条の適用を受ける上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1.（6）の規定の適用については、eを次のとおりとする。

e 株主資本（純資産）の額が第5号に該当した場合には、審査対象決算期の末日の翌

算して5か月目の月の初日（第5条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文かっこ書に該当した場合にあっては、買取決定が行われなことを当取引所が確認した日の翌月から起算して2か月目の月の初日）に指定替えを行う。

5. 第6条（株券上場廃止基準の特例）関係

株券上場廃止基準の取扱い1.(5)(同取扱い4.(2)において準用する場合を含む。以下この5.において同じ。)の規定は、第6条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.(5)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第6条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第2号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第6条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第2号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第2号ただし書」とあるのは「第2号本文」と、「1か年以内(c)に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内を開始する事業年

月から起算して5か月目の月の初日（第5条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文かっこ書に該当した場合にあっては、買取決定が行われなことを当取引所が確認した日の翌月から起算して2か月目の月の初日）に指定替えを行う。

5. 第6条（株券上場廃止基準の特例）関係

株券上場廃止基準の取扱い1.(5)(同取扱い4.(2)において準用する場合を含む。以下この5.において同じ。)の規定は、第6条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.(5)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第6条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第2号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第6条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第2号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第2号ただし書」とあるのは「第2号本文」と、「1か年以内(c)に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内を開始する事業年

度の末日以前に限る。）」とあるのは「「1か年以内（当該期間が産業再生機構による買取決定の日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(イ)及び(ロ)の規定は適用しない。

(b) 第6条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第2号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第6条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第2号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(八)までの区分に

度の末日以前に限る。）」とあるのは「「1か年以内（当該期間が産業再生機構による買取決定の日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(イ)から(八)までの規定は適用しない。

(b) 第6条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第2号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第6条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第2号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(二)までの区分に

従い、当該(イ)から(八)までに規定する書面

(イ) (略)

(削る)

(ロ) (略)

(八) (略)

(略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

従い、当該(イ)から(二)までに規定する書面

(イ) (略)

(ロ) 法律の規定に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得ているものであることを証する

書面

(八) (略)

(二) (略)

(略)

退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程
に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>この特例は、新規上場申請者又は上場会社（外国会社を除く。以下同じ。）が、平成10年6月16日付で企業会計審議会により公表された退職給付に係る会計基準（以下「退職給付会計基準」という。）の適用を受ける場合等について、有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例を規定する。</p> <p>1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) 有価証券上場規程第3条（新規上場申請手続）第2項関係及び同第13条（所属部の指定又は指定替え）関係</p> <p>新規上場又は市場第一部銘柄の指定に係る審査に当たって、次の(2)の規定の適用を受けようとする新規上場申請者又は上場会社は、有価証券上場規程第3条第2項第11号又は第13条第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(5)又は18.(1)に定める書類のほか、次の(2)の規定に基づき算定した<u>純資産</u>の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該<u>純資産</u>の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条（指定基準）第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異（費用の減額処理が行われるべきものを除く。）が発生した新規上場申請者又は</p>	<p>この特例は、新規上場申請者又は上場会社（外国会社を除く。以下同じ。）が、平成10年6月16日付で企業会計審議会により公表された退職給付に係る会計基準（以下「退職給付会計基準」という。）の適用を受ける場合等について、有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例を規定する。</p> <p>1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) 有価証券上場規程第3条（新規上場申請手続）第2項関係及び同第13条（所属部の指定又は指定替え）関係</p> <p>新規上場又は市場第一部銘柄の指定に係る審査に当たって、次の(2)の規定の適用を受けようとする新規上場申請者又は上場会社は、有価証券上場規程第3条第2項第11号又は第13条第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(5)又は18.(1)に定める書類のほか、次の(2)の規定に基づき算定した<u>株主資本</u>の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該<u>株主資本</u>の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条（指定基準）第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異（費用の減額処理が行われるべきものを除く。）が発生した新規上場申請者又は</p>

上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。

2. 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例(株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条(指定基準)第1項関係)

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度(平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。)において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準

上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象決算期において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。

2. 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例(株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条(指定基準)第1項関係)

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度(平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。)において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準

の取扱い2.(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額(過年度に係る影響額に限る。)を加算することとする。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

の取扱い2.(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象決算期における当該会計基準の変更による影響額(過年度に係る影響額に限る。)を加算することとする。

産業活力再生特別措置法の適用に関する
株券上場廃止基準の取扱い等の特例等を廃止する規則

次の規則を廃止する。

- (1) 優先出資引受権証書確約書
- (2) 産業活力再生特別措置法の適用に関する株券上場廃止基準の取扱い等の特例

付 則

- 1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法整備法第450条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた合併又は株式交換については、なお従前の例による。
- 3 会社法整備法第450条第7項の規定によりなおその効力を有するとされた同法第449条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第12条の9第1項の規定の適用を受けて行う合併又は株式交換については、この規則による廃止前の産業活力再生特別措置法の適用に関する株券上場廃止基準の取扱い等の特例1.(3)及び(4)の規定は、なおその効力を有する。

優先株及び優先証券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第1条(目的)関係</p> <p>(1) 第1項に規定する「子会社連動配当株」とは、発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に<u>剰余金配当</u>を支払うことを内容とする種類株をいうものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 第2条(上場申請)関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第2項第7号に規定する書類には、次のaからcまでに掲げる区分に従い、当該aからcまでに定める書類を含むものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 子会社連動配当株の発行者</p> <p>対象子会社が直前事業年度の末日からさかのぼって2年前の日以後に当該上場会社の分割等によりその<u>事業</u>を承継する会社(当該上場会社から承継する<u>事業</u>が新規上場申請者の<u>事業</u>の主体となる場合に限る。)である場合には、当該期間のうちその承継前の期間における当該上場会社から承継する<u>事業</u>に係る財務計算に関する書類。この場合において、当該書類には、公認会計士又は監査法人が財務数値等について合理的と認められる手続に従い意見を記載した書面を添付するものとする。</p> <p>c 優先証券の発行者及び優先証券に係る上場会社</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 当該優先証券の発行者の設立、当該優先証券の発行及び前(b)に定める保証について決議した優先証券に係る上場会社の取締役会の議事録の写し(<u>委員</u></p>	<p>1. 第1条(目的)関係</p> <p>(1) 第1項に規定する「子会社連動配当株」とは、発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に<u>利益配当</u>を支払うことを内容とする種類株をいうものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 第2条(上場申請)関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第2項第7号に規定する書類には、次のaからcまでに掲げる区分に従い、当該aからcまでに定める書類を含むものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 子会社連動配当株の発行者</p> <p>対象子会社が直前事業年度の末日からさかのぼって2年前の日以後に当該上場会社の分割等によりその<u>営業</u>を承継する会社(当該上場会社から承継する<u>営業</u>が新規上場申請者の<u>営業</u>の主体となる場合に限る。)である場合には、当該期間のうちその承継前の期間における当該上場会社から承継する<u>営業</u>に係る財務計算に関する書類。この場合において、当該書類には、公認会計士又は監査法人が財務数値等について合理的と認められる手続に従い意見を記載した書面を添付するものとする。</p> <p>c 優先証券の発行者及び優先証券に係る上場会社</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 当該優先証券の発行者の設立、当該優先証券の発行及び前(b)に定める保証について決議した優先証券に係る上場会社の取締役会の議事録の写し(<u>株式</u></p>

会設置会社) については、執行役の決定があったことを証する書面を含む。) その他これらの事項について所要の手続きがとられたことを証する書面

(d)・(e) (略)

(5) (略)

3. 第3条(上場審査基準)関係

(1) 第1項第1号bに規定する「上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込み」については、上場申請日の直前事業年度の末日後2か年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額について審査するものとする。

(2) 第1項第1号cに規定する「株式の内容、企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること」の審査は、次のa及びbに掲げる基準に適合するかどうかを確認することにより行うものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書」が法令等に準じて作成されており、かつ、株式の内容、配当政策、優先株等の発行者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項(発行者が取得できる旨の定めがある場合)については、当該取得についての方針を含み、子会社連動配当株については、対象子会社の配当政策、対象子会社及びその企業グループの財

社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社) については、執行役の決定があったことを証する書面を含む。) 又は同法第1条の3第1項に規定する重要財産委員会の議事録の写しその他これらの事項について所要の手続きがとられたことを証する書面

(d)・(e) (略)

(5) (略)

3. 第3条(上場審査基準)関係

(1) 第1項第1号bに規定する「上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る利益配当を行うに足りる利益を計上する見込み」については、上場申請日の直前事業年度の末日後2か年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における配当可能利益について審査するものとする。

(2) 第1項第1号cに規定する「株式の内容、企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること」の審査は、次のa及びbに掲げる基準に適合するかどうかを確認することにより行うものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書」が法令等に準じて作成されており、かつ、株式の内容、配当政策、優先株等の発行者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項(強制償還又は強制転換できる旨の定めがある場合)については、強制償還又は強制転換についての方針を含み、子会社連動配当株については、対象子会社の配当政策、対象子会社及びそ

政状態及び経営成績に関する重要事項を含む。)が分かりやすく記載されていること。

b (略)

(3)~(5) (略)

(5)の2 株券上場審査基準の取扱い2.
(11)の規定は、第1項第2号fの場合に準用する。

(6)~(8) (略)

5. 第4条の4(適切な株式事務及び収益分配金支払事務の確保)関係

(1) 第1項に規定する株式事務には、次に掲げる諸通知を含むものとする。

a・b (略)

c 上場優先証券に係る上場会社が株主(上場優先証券に係る上場会社が外国株預託証券の上場会社である場合には、上場預託証券の所有者を含む。)に送付する事業報告書。この場合において、当該報告書は、当取引所が定めるところにより、要約して作成し又は他のもので代替することができるものとする。

(2) (略)

8. 第5条(上場廃止基準)関係

(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。

a・aの2 (略)

b 事業年度の末日の変更によりdに定める期間の最終日が事業年度の末日に当たらない上場会社は、当該期間経過後3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所の定める様式による優先株等の分布状況表を当取引所に提出するものとする。

c 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e

の企業グループの財政状態及び経営成績に関する重要事項を含む。)が分かりやすく記載されていること。

b (略)

(3)~(5) (略)

(新設)

(6)~(8) (略)

5. 第4条の4(適切な株式事務及び収益分配金支払事務の確保)関係

(1) 第1項に規定する株式事務には、次に掲げる諸通知を含むものとする。

a・b (略)

c 上場優先証券に係る上場会社が株主(上場優先証券に係る上場会社が外国株預託証券の上場会社である場合には、上場預託証券の所有者を含む。)に送付する事業報告書又は営業報告書。この場合において、当該報告書は、当取引所が定めるところにより、要約して作成し又は他のもので代替することができるものとする。

(2) (略)

8. 第5条(上場廃止基準)関係

(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。

a・aの2 (略)

b 決算期の変更によりdに定める期間の最終日が決算期に当たらない上場会社は、当該期間経過後3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所の定める様式による優先株等の分布状況表を当取引所に提出するものとする。

c 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e

(少数特定者持株数の算定の取扱い)並びに株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1.(2)g(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(5)jに規定する基準日等をいう。)の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株等に係る少数特定者持株数又は優先株等に係る株主数の算定について準用する。

d 「1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき」又は「1か年以内に次の区分に定める人数に達しないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(上場銘柄の優先株等が指定保管振替機関が保管振替業において取り扱う株券である場合であって、事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該優先株等の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内において上場株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。(当該期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。)

e ~ (略)

(2) 優先株等の全部が発行者に取得されたときは、第2項第3号に規定する「存続期間が満了となる」ものとして取り扱う。

(少数特定者持株数の算定の取扱い)並びに株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1.(2)g(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(5)jに規定する基準日をいう。)の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株等に係る少数特定者持株数又は優先株等に係る株主数の算定について準用する。

d 「1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき」又は「1か年以内に次の区分に定める人数に達しないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日(上場銘柄の優先株等が指定保管振替機関が保管振替業において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該優先株等の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間内において上場株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。(当該期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。)

e ~ (略)

(2) 優先株等の他の種類の株式への一斉転換又は当該上場銘柄の残存株式のすべてについての償還が行われたときは、第2項第3号に規定する「存続期間が満了となる」ものとして取り扱う。

(3)・(4) (略)

(5) 第1項から第3項までの各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a (略)

b 第1項第2号に該当することとなった銘柄については、当該銘柄の発行者の発行する株券の上場廃止日と同日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

c・d (略)

(5)の2 株券上場審査基準の取扱い2 . (11)及び株券上場廃止基準の取扱い1 . (12) bの規定は、第2項第7号の場合に準用する。

(6) 株券上場審査基準の取扱い3 . (5)及び株券上場廃止基準の取扱い1 . (12) bの規定は、第3項第5号の場合に準用する。

(7) 3 . (6)の規定は、第1項第4号の場合に準用する。

9 . 第6条(新規上場料及び年間上場料)関係

第6条に規定する「当取引所が定める新規上場料及び年間上場料」は、次のとおりとし、消費税額及び地方消費税額を加算(上場申請優先株等の発行会社若しくは上場申請優先証券に係る上場会社又は優先株等の上場会社若しくは上場優先証券に係る上場会社が外国会社である場合を除く。)して支払うものとする。

(1) 新規上場料

次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める新規上場料を当該銘柄の上場日前に(優先株及び優先証券等に関する有価証券上場規程の特例第2条第3項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で

(3)・(4) (略)

(5) 第1項から第3項までの各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a (略)

b 第1項第2号に該当することとなった銘柄については、当該銘柄の発行者の発行する普通株の上場廃止日と同日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

c・d (略)

(新設)

(6) 株券上場審査基準の取扱い3 . (5)及び株券上場廃止基準の取扱い1 . (12) bの規定は、第1項第5号の場合に準用する。

(7) 3 . (6)の規定は、第1項第5号の場合に準用する。

9 . 第6条(新規上場料及び年間上場料)関係

第6条に規定する「当取引所が定める新規上場料及び年間上場料」は、次のとおりとし、消費税額及び地方消費税額を加算(上場申請優先株等の発行会社若しくは上場申請優先証券に係る上場会社又は優先株等の上場会社若しくは上場優先証券に係る上場会社が外国会社である場合を除く。)して支払うものとする。

(1) 新規上場料

次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める新規上場料を当該銘柄の上場日前に(優先株及び優先証券等に関する有価証券上場規程の特例第2条第3項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で

会社設立後直ちに)支払うものとする。

a 優先株等

1株当たりの発行価格に上場株式数を乗じて得た金額の 万分の4.5

b 優先証券

1優先証券当たりの発行価格に上場優先証券数を乗じて得た金額の 万分の9

(2)・(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

会社設立後直ちに)支払うものとする。

a 優先株等

1株当たりの払込金額に上場株式数を乗じて得た金額の 万分の4.5

b 優先証券

1優先証券当たりの払込金額に上場優先証券数を乗じて得た金額の 万分の9

(2)・(3) (略)

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5．新不動産投資信託証券の上場等の取扱い（不動産投信特例第6条関係）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 次のa又はbに掲げる投資証券の上場日は、当該a又はbに定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（aに定める投資証券については、前（2）の規定は適用しない。）</p> <p>a 上場投資法人（上場投資証券の発行者である投資法人をいう。以下同じ。）が他の上場投資法人を吸収合併することにより発行する投資証券 合併期日</p> <p>b 第4条第2項第1号の規定により上場される投資証券 前aに定める日。<u>ただし、新設合併の場合において、合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日</u></p>	<p>5．新不動産投資信託証券の上場等の取扱い（不動産投信特例第6条関係）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 次のa又はbに掲げる投資証券の上場日は、当該a又はbに定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（aに定める投資証券については、前（2）の規定は適用しない。）</p> <p>a 上場投資法人（上場投資証券の発行者である投資法人をいう。以下同じ。）が他の上場投資法人を吸収合併することにより発行する投資証券 合併期日。<u>ただし、合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日</u></p> <p>b 第4条第2項の規定により上場される投資証券 前aに定める日</p>
<p>7．決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第8条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 第1項又は第2項に規定する通知は、第1項第1号aの（a）若しくは（b）、同</p>	<p>7．決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第8条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 第1項又は第2項に規定する通知は、第1項第1号aの（a）若しくは（b）、同</p>

号bの(a)若しくは(b)、同項第2号a若しくはb、同項第3号aの(a)から(e)まで、同号b又は第2項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会(投資法人にあっては、役員会)で決議したこと(代表取締役(投資法人にあっては、執行役員。以下この(2)において同じ。))の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(投資法人にあっては、役員会決議通知書。代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。

(3) (略)

(4) 第1項に規定する書類の提出(同項第3号に係るものに限る。)は、次のaからeまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a・b (略)

c 第7条第1項第3号aの(d)に掲げる事項

(a) (略)

(b) 投資信託法第149条第1項又は第149条の6第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされて

号bの(a)若しくは(b)、同項第2号a若しくはb、同項第3号aの(a)から(e)まで、同号b又は第2項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会(投資法人にあっては、役員会)で決議したこと(代表取締役(投資法人にあっては、執行役員。以下この(2)において同じ。))の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(投資法人にあっては、役員会決議通知書。代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。

(3) (略)

(4) 第1項に規定する書類の提出(同項第3号に係るものに限る。)は、次のaからeまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a・b (略)

c 第7条第1項第3号aの(d)に掲げる事項

(a) (略)

(b) 投資信託法第150条において準用する商法第408条の2第1項第2号から第6号までに規定する書類の写し 同項の規定により当該書類を本店に備え置くこと

いる日の前日までに

(c) (略)

(d) 投資信託法第149条の10第1項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し 合併の効力発生日以後速やかに

(削る)

d・e (略)

(4)の2 (略)

(5) 第2項に規定する書類の提出は、次のa又はbに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該a又はbに定めるところにより行うものとする。

a (略)

b 第2項第2号に掲げる事項

(a)～(c) (略)

(6)・(7) (略)

(8) 第7項の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a 各計算期間又は営業期間の末日現在における当取引所の定める様式による上場不動産投資信託証券の分布状況表(各計算期間又は営業期間経過後3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。)

この場合において、当該書類の提出は、当該上場不動産投資信託証券の発行者が行うものとする。

b 第4条第2項の規定の適用を受けて投資証券を上場した投資法人である場合には、次の(a)及び(b)に掲げる書類。

(a) 投資信託法149条の10第1項又は第149条の16第1項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し

この場合において、投資法人は、上場後速やかに当該書類を提出するものと

となる日の前日までに

(c) (略)

(d) 投資信託法第150条において準用する商法第414条の2第1項に規定する書類の写し 同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(e) 投資法人の登記事項証明書 登記完了後直ちに

d・e (略)

(4)の2 (略)

(5) 第2項に規定する書類の提出は、次のa又はbに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該a又はbに定めるところにより行うものとする。

a (略)

b 第2項第2号に掲げる事項

(a)～(c) (略)

(6)・(7) (略)

(8) 第7項の規定に基づき請求する書類には、各計算期間又は営業期間の末日現在における当取引所の定める様式による上場不動産投資信託証券の分布状況表(各計算期間又は営業期間経過後3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。)を含むものとする。この場合において、当該書類の提出は、当該上場不動産投資信託証券の発行者が行うものとする。

し、当取引所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(b) 登記事項証明書

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い
(不動産投信特例第9条関係)

(1) ~ (3) (略)

(4) 第1項第3号aの(a)については、次のaからcまでに掲げる日に同号aに該当するものとして取り扱う。

a 上場投資法人が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として、合併に係る投資証券提出期間満了の日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日(投資証券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、投資証券提出期間満了の日の4日前の日)

(a)・(b) (略)

b・c (略)

(5)・(6) (略)

(7) 第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する基準の審査については、以下のとおり取り扱うこととする。

a (略)

b 計算期間又は営業期間の末日の変更により猶予期間の最終日が計算期間又は営業期間の最終日に当たらない上場不動産投資信託証券の発行者は、当該猶予期間経過後3か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞な

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い
(不動産投信特例第9条関係)

(1) ~ (3) (略)

(4) 第1項第3号aの(a)については、次のaからcまでに掲げる日に同号aに該当するものとして取り扱う。

a 上場投資法人が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併期日(被合併投資法人が発行者である投資証券1口に対して1口を超える数の新投資証券が割り当てられる場合(旧投資証券と新投資証券の双方が上場されることとなる場合を除く。))又は被合併投資法人が発行者である投資証券1口に対して1口に満たない数の新投資証券が割り当てられる場合には、新投資証券の割当てに係る基準日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)

(a)・(b) (略)

b・c (略)

(5)・(6) (略)

(7) 第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する基準の審査については、以下のとおり取り扱うこととする。

a (略)

b 計算期間又は営業期間の変更により猶予期間の最終日が計算期間又は営業期間の最終日に当たらない上場不動産投資信託証券の発行者は、当該猶予期間経過後3か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞なく、当

く、当取引所所定の様式による資産の運用状況表を当取引所に提出するものとする。

c (略)

(8) ~ (15) (略)

9. 上場廃止前の取扱い(不動産投信特例第10条関係)

(1) 「当取引所が必要があると認めた時」の取扱い

第9条に該当することとなった上場不動産投資信託証券は、原則として「当取引所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する上場不動産投資信託証券については、当該aからeまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第9条第1項第3号aの(a)のうち、他の投資法人と合併し解散する場合(合併後に存続する投資法人又は合併により設立される投資法人の発行する投資証券が、第4条第2項の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある場合に限る。)に該当する上場投資証券

原則として、合併に係る投資証券提出期間満了の日の3日前の日(投資証券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、投資証券提出期間満了の日の4日前の日)に上場廃止する。

b 第9条第1項第3号aの(a)のうち、規約で定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する上場投資証券

取引所所定の様式による資産の運用状況表を当取引所に提出するものとする。

c (略)

(8) ~ (15) (略)

9. 上場廃止前の取扱い(不動産投信特例第10条関係)

(1) 「当取引所が必要があると認めた時」の取扱い

第9条に該当することとなった上場不動産投資信託証券は、原則として「当取引所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する上場不動産投資信託証券については、当該aからeまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第9条第1項第3号aの(a)のうち、他の投資法人と合併し解散する場合(合併後に存続する投資法人又は合併により設立される投資法人の発行する投資証券が、第4条第2項の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある場合に限る。)に該当する上場投資証券

原則として、合併期日(被合併投資法人が発行者である投資証券1口に対して1口を超える数の新投資証券が割り当てられる場合(旧投資証券と新投資証券の双方が上場されることとなる場合を除く。))又は被合併投資法人が発行者である投資証券1口に対して1口に満たない数の新投資証券が割り当てられる場合には、新投資証券の割当てに係る基準日の3日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)に上場廃止する。

b 第9条第1項第3号aの(a)のうち、規約で定めた存立時期の満了による解散の場合に該当する上場投資証券

規約で定めた存続期間の満了となる日の4日前の日（当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の5日前の日）に上場廃止する。

c ~ e （略）

(2) （略）

10．新規上場料等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）

新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算して支払うものとする。この場合において、3．(1)の規定はこの10．に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3．(8)の規定はこの10．に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

(1) 新規上場料

a・b （略）

c 新規上場料は、当該不動産投資信託証券の上場日から起算して7日目の日までに（不動産投信特例第3条第7項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で設立後直ちに）支払うものとする。

(2) ~ (4) （略）

付 則

1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第192条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた合併に伴う投資証券の上場及び上場廃止並びに当取引所への書類提出の取扱いについて

規約で定めた存立時期の満了となる日の4日前の日（当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の5日前の日）に上場廃止する。

c ~ e （略）

(2) （略）

10．新規上場料等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）

新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算して支払うものとする。この場合において、3．(1)の規定はこの10．に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3．(8)の規定はこの10．に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

(1) 新規上場料

a・b （略）

c 新規上場料は、当該不動産投資信託証券の上場日前に（不動産投信特例第3条第7項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で設立後直ちに）支払うものとする。

(2) ~ (4) （略）

は、なお従前の例による。

不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(不動産投資信託証券の発行に関する規制の取扱い)</p> <p>第6条 不動産投信上場前公募等規則第14条第1項に規定する「不動産投資信託証券を発行している」かどうかの認定は、<u>払込期日又は払込期間の最終日を基準として行うものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p>(不動産投資信託証券の発行に関する規制の取扱い)</p> <p>第6条 不動産投信上場前公募等規則第14条第1項に規定する「不動産投資信託証券を発行している」かどうかの認定は、<u>受益証券にあっては払込期日を、投資証券にあっては投資口発行の効力発生日を基準として行うものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

株価指数連動型投資信託受益証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い)</p> <p>第6条 受益証券特例第8条第1項又は第2項に規定する通知は、同条第1項第1号のa若しくはb、同項第2号のa若しくはb又は第2項に掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、<u>委員会設置会社</u>にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この条において同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い)</p> <p>第6条 受益証券特例第8条第1項又は第2項に規定する通知は、同条第1項第1号のa若しくはb、同項第2号のa若しくはb又は第2項に掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、<u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社</u>にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この条において同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(別表) <u>売買申告・照合書の様式</u></p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1．上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p><u>（5）第2条第5項に規定する「当取引所が定めるもの」とは、当該上場銘柄と初期利子の支払額を異にするものをいうものとする。</u></p>	<p>1．上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>6．債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～e（略）</p> <p>f 第7条第1項第2号又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が<u>他の会社に承継される銘柄</u>については、分割期日から起算して4日前の日</p> <p>g～i（略）</p> <p>（4）（略）</p>	<p>6．債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～e（略）</p> <p>f 第7条第1項第2号又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、<u>他の会社へ営業を承継する吸収分割</u>又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される銘柄については、分割期日から起算して4日前の日</p> <p>g～i（略）</p> <p>（4）（略）</p>
<p>7．新規上場料及び年間上場料の取扱い（債券特例第9条関係）</p> <p>新規上場料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税及び地方消費税を加算（債券を上場申請する発行者又は上場債券の発行者が外国又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。</p>	<p>7．新規上場料及び年間上場料の取扱い（債券特例第9条関係）</p> <p>新規上場料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税及び地方消費税を加算（債券を上場申請する発行者又は上場債券の発行者が外国又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。</p>

(1) 新規上場料

残存年数10年未満のもの

1銘柄につき 30万円

残存年数10年以上のもの

1銘柄につき 40万円

ただし、国債証券は1銘柄につき15万円とする。

a 上場会社以外の上場有価証券の発行者の発行する社債券の新規上場料は、上場銘柄が2銘柄以上となる場合を除き、50万円を加算した額とする。

b・c (略)

d 第2条第5項の規定により上場申請のあった債券の新規上場料は、これを免除する。

(2) 年間上場料

上場会社が発行するもの

1銘柄につき 10万円

ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは、

そのうち1銘柄は 10万円

その他の銘柄は1銘柄につき 5万円

上場会社以外の上場有価証券の発行者が発行するもの1銘柄につき 20万円

ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは、

そのうち1銘柄は 20万円

その他の銘柄は1銘柄につき 5万円

a (略)

b 新規上場の際の年間上場料については、新規上場料等に関する規則第4条第2項第1号a又は同項第2号aの規定を準用する。この場合において同項第1号aの(a)中「上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の1の

(1) 新規上場料

残存年数10年未満のもの

1銘柄につき 30万円

残存年数10年以上のもの

1銘柄につき 40万円

ただし、国債証券は1銘柄につき15万円とする。

a 普通株が当取引所に上場されていない者の発行する社債券の上場(上場銘柄が2銘柄以上となる場合の上場を除く。)に際する新規上場料は、50万円を加算した額とする。

b・c (略)

(新設)

(2) 年間上場料

上場会社が発行するもの

1銘柄につき 10万円

ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは、

そのうち1銘柄は 10万円

その他の銘柄は1銘柄につき 5万円

上場会社以外の上場有価証券の発行者が発行するもの1銘柄につき 20万円

ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは、

そのうち1銘柄は 20万円

その他の銘柄は1銘柄につき 5万円

a (略)

b 新規上場の際の年間上場料については、新規上場料等に関する規則第4条第2項第1号a又は同項第2号aの規定を準用する。この場合において同項第1号aの(a)中「上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の1の

額に年間上場料の半額を加えた額」とあるのは「年間上場料の12分の7の額」と読み替える。

c (略)

d 第2条第5項の規定により上場申請のあった債券の年間上場料は、これを免除する。

(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

額に年間上場料の半額」とあるのは「年間上場料の12分の7の額」と読み替える。

c (略)

(新設)

(3) (略)

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（<u>当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）があつた旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日</u>）とする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を<u>当該銘柄の発行者が取得することとなる場合を含むもの</u>とする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は<u>取得</u>を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなつた銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～c （略）</p> <p>d 第4条第2項第2号に該当することとなつた銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期</p>	<p>3. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を<u>消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる場合を含むもの</u>とする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は<u>消却</u>を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなつた銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～c （略）</p> <p>d 第4条第2項第2号に該当することとなつた銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期</p>

限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、次の（a）又は（b）に掲げる銘柄の区分に従い、当該（a）又は（b）に定める日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

（a）・（b）（略）

e～g（略）

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる銘柄については、次の（a）又は（b）に掲げる銘柄の区分に従い、当該（a）又は（b）に定める日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

（a）・（b）（略）

e～g（略）